

平成29年 9 月 29 日（金曜日）

第 2 号

平成29年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第2号

平成29年9月29日（金曜日）

出席委員

委員長

松山丈史君

副委員長

内田尊之君

道見泰憲君

畠山みのり君

新沼透君

田中英樹君

山崎泉君

沖田清志君

中野秀敏君

村木中君

長尾信秀君

広田まゆみ君

岩本剛人君

出席説明員

建設部長 渡邊直樹君

建設部建築企画監 須田敏則君

建設部次長 新出哲也君

建設政策局長 久野顕君

土木局長 清水文彦君

まちづくり局長 岸純太郎君

住宅局長 平向邦夫君

建築局長 長浜光弘君

建設部技監 北谷啓幸君

施設保全防災
担当局長 山田宏治君

建設業担当局長 板谷悟君

施設整備担当局長 加藤建一君

総務課長 田中勝君

建設政策課長 天沼宇雄君

維持管理防災課長 橋文夫君

維持担当課長 若山浩君

建設管理課長 勝谷裕君

建設業担当課長 京田隆一君

道路課長 宮下忠昭君

河川砂防課長 金澤克人君

砂防災害担当課長 山廣孝之君

都市環境課長 谷山剛君

建築指導課長 大野雄一君

建築保全課長 高島正秀君

水産林務部長 幡宮輝雄君

水産林務部次長 飯田孝二君

水産局長 山口修司君

林務局長 佐藤卓也君

森林環境局長 鈴木匡君

水産林務部技監 津坂透君

森林計画担当局長 本間俊明君

総務課長 黒澤政之君

企画調整担当課長 遠藤俊充君

水産経営課長 斉藤譲二君

水産支援担当課長 飯田哲也君

水産食品担当課長 生田泰君

水産振興課長 佐藤伸治君

漁港漁村課長 苫米地 庄 吾 君
漁業管理課長 矢 本 諭 君
サケマス・内水面
担 当 課 長 杉 西 紀 元 君
林業木材課長 岡 嶋 秀 典 君
木材産業担当課長 山 野 朋 子 君
林業振興担当課長 大 澤 英 二 君
森林計画課長 服 部 浩 治 君
森林整備課長 野 村 博 明 君
路網整備担当課長 久 米 芳 樹 君
治 山 課 長 千 葉 和 夫 君
森林活用課長 須 田 一 君

農 政 課 長 水戸部 裕 君
食品政策課長 瀬 川 辰 徳 君
6次産業化担当課長 野 口 正 浩 君
農産振興課長 桑 名 真 人 君
水田担当課長 山野寺 元 一 君
園芸担当課長 坂 上 悟 君
畜産振興課長 山 口 和 海 君
技術普及課長 白 旗 哲 史 君
技術普及課
首席普及指導員 山 黒 良 寛 君
農業経営課長 橋 本 真 明 君
農業支援担当課長 上 西 新 次 君
農村設計課長 橋 本 智 史 君
農地整備課長 山 崎 毅 匡 君
農村整備課長 芳 賀 是 則 君

農 政 部 長 小野塚 修 一 君
農 政 部
食の安全推進監 森 田 良 二 君
農 政 部 次 長 多 田 輝 美 君
食の安全推進局長 西 英 機 君
生産振興局長 宮 田 大 君
農業経営局長 渡 邊 顕 太 郎 君
農村振興局長 藤 田 二 君
農 政 部 技 監 足 立 一 郎 君
技術支援担当局長 横 田 喜 美 子 君
活性化支援担当局長 西 崎 高 君

議会事務局職員出席者

議 事 課 主 幹 西 本 司 君
議 事 課 主 査 寅 尾 昌 史 君
同 神 澤 信 宏 君
同 田 中 啓 之 君
同 有 馬 一 幸 君
同 渋谷 崇 君
同 加 藤 隆 行 君

午前10時1分開議

○松山丈史委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔寅尾主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

沖 田 清 志 委員
村 木 中 委員

であります。

○松山文史委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、お手元に配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松山文史委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○松山文史委員長 それでは、議案第1号ないし第4号を一括議題といたします。

1. 建設部所管審査

○松山文史委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

中野秀敏君。

○中野秀敏委員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして、私から順次質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、河川の維持管理について質問をしてみたいというふうに思います。

道では、昨年の台風等による大雨災害の検証結果などを踏まえ、河川の維持管理業務に関して、新たに予防保全の考えを取り入れた、「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」を取りまとめ、これに基づき実施計画を作成し、洪水の原因となるおそれがある河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去といった維持管理を実施しているものと承知しているところではありますが、以下、伐木など、河川の維持管理のあり方について、順次質問をしてみたいというふうに思います。

初めに、道が管理する河川のうち、実施計画の作成対象河川はどのような基準で選定しているのか、また、現在の作成状況等はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○松山文史委員長 維持担当課長若山浩君。

○若山維持担当課長 実施計画の対象河川などについてでございますが、「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」では、改修を行った河川、改修を実施中の河川、及び、背後地の状況などから、将来、改修の実施が必要な河川を対象として作成することとしているところでございます。

現在の作成状況につきましては、本年中に、対象とした全ての河川の約1200河川、約7800キロメートルについて、河川ごとに実施計画を作成することとしたところでありまして、これまでに、約330河川、約2900キロメートルについて作成したところでございます。

○中野秀敏委員 それぞれ実施計画を作成したということではありますが、残りの部分については、本年中で計画の作成が間違いなく終了すると確認をさせていただきたいのですが、よろしいですか。

○若山維持担当課長 実施計画の作成につきましては、本年中に全て行うこととなっております。

○中野秀敏委員 次に、河川工事の優先順位についてであります。

事業予算に制約がある中で、効果的に維持管理を実施していくためには、どの河川の工事を優先するかを判断する必要があるというふうに考えるところでありますけれども、道は、河川工事の優先順位についてどのような考え方で進めているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○若山維持担当課長 河川工事の優先順位についてでございますが、今年の台風等により被害が生じた河川を最優先に着手しておりまして、重要水防箇所を有する河川、水位周知河川、人口集中地区を有する河川、河積阻害が著しい河川に加えまして、今年の記録的大雨を踏まえ、樹木の繁茂等の影響が顕著な小河川につきましても、優先して着手しているところでございます。

○中野秀敏委員 それでは、実施計画に基づく工事の現在までの進捗状況についてはどのようになっているのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○若山維持担当課長 工事の進捗状況についてでございますが、今年度は、被害が生じた河川や河積阻害が著しい河川など、約400河川、延長で約500キロメートルの伐採などの工事を実施することとしておりまして、8月までに、約210河川、約300キロメートルに着手し、残る190河川、約200キロメートルも含めて、今年度中に工事を完了させる予定でございます。

○中野秀敏委員 近年、台風や大雨などの自然災害の危険性は、予想できないような形で非常にふえているところでありますけれども、洪水等の原因となるおそれがある河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去という河川の維持管理は、これまで以上に重要になってくるところであります。

道においては、今後、適正な河川の維持管理にどのように取り組む考えなのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○松山文史委員長 建設部長渡邊直樹君。

○渡邊建設部長 今後の取り組みについてでございますが、実施計画につきましては、河川ごとの河道内樹木などの状況や想定される被害などに応じて、適時に内容を見直すこととしておりまして、おおむね10年を1サイクルとして、本年度から持続的に取り組むこととしていただいております。

このため、道といたしましては、引き続き、必要な予算の確保に努めるとともに、国に対して、維持管理に活用できる交付金制度の創設を要望するなど、道民の方々の安全で安心な暮らしが守られるよう、効率的、効果的な河川の維持管理に取り組んでまいります。

○中野秀敏委員 今後の河川の維持管理について、効率的、効果的に取り組むということでありましたけれども、災害が起きてしまうと、どうしても、そちらのほうに予算がとられてしまうという状況が出てくると思います。被害がひどいところから順次やらざるを得ない状況もあるわけでありまして、10年を1サイクルということでありましたので、順次できるような体制をしっかりと作り上げていただきたいと思います。

次に、水位計についてお伺いをしたいと思います。

昨年災害で、道が管理する河川の水位計が被害を受け、簡易水位計を設置して対応しているというふうに伺っているところであります。

先日、北大の谷本教授が、本道周辺の海水温が上昇しており、大雨災害のリスクが高まっている旨の研究成果を公表されたところでありますけれども、本道が昨年経験したような台風や大雨による河川災害が増加する可能性が高いとすれば、避難誘導の目安となる情報を提供する水位計の重要性も高まってくると考えるところであります。

以下、道が管理する河川の水位計などについてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

国が管理する河川では、水位計の設置率が78%と聞いているところでありますけれども、道が管理する河川に関しては、現在、どのような考えに基づき水位計を設置しているのか、また、水位計の設置の現状も含めてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○若山維持担当課長 水位計の設置の考え方などについてでございますが、道が管理する河川は1540河川で、そのうち、相当数が山間部などを流下する河川でありますことから、道では、過去に被災実績がある河川や、人口集中地区を有する河川、高い堤防など重要水防箇所を有する河川など、洪水による住民などの被害が懸念される河川に水位計を設置しており、現時点で、設置河川は275河川となっているところでございます。

○中野秀敏委員 近年の異常気象を踏まえると、河川の水位情報を共有することはますます重要になってくると考えるところでありますけれども、道は、簡易水位計などを含め、水位計の必要性についてどのように考えているのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○松山文史委員長 施設保全防災担当局長山田宏治君。

○山田施設保全防災担当局長 水位計の必要性についてでございますが、豪雨時における水位情報は、避難勧告等の住民避難の判断に当たって重要な情報の一つであり、近年、短時間集中豪雨の発生回数増加による河川の急激な水位上昇が頻発していることから、住民の迅速かつ円滑な避難に資する水位情報を、より一層、迅速かつ確実に提供するため、簡易水位計などを含めた観測機器の充実が必要と認識しているところでございます。

○中野秀敏委員 先ほども申し上げたとおり、地球温暖化の影響などで、本道では、今後も、昨年のような大雨災害が発生する可能性がますます高まっている状況にあるというふうに思うところであります。

昨年災害で、十勝管内の河川の水位計の一部が被害を受け、これにかわるものとして簡易水位計を設置したというふうに聞いているところでありますけれども、このような簡易水位計が十分な機能を果たすことが確認できるのであれば、そうしたものを積極的に活用すべきだと思っております。

道は、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○渡邊建設部長 今後の取り組みについてでございますが、昨年の台風災害を受け、家屋の浸水

被害が多かったパンケ新得川、沙流川、パンケ歌志内川など5河川に、新たに簡易水位計を設置したところがございます。

道といたしましては、迅速かつ円滑な避難など、防災、減災への対応をより確実なものにするため、被災の状況等を踏まえるとともに、減災対策協議会の場などを活用し、関係市町村と連携を図りながら、現地状況を詳細に把握するなどして、従来型の簡易水位計や、国で開発中の、安価で設置が容易な危機管理型水位計の活用も含め、水位計の設置に向け、検討を進めてまいります。

○中野秀敏委員 いろいろとお聞きをしますと、簡易水位計といっても、二、三百万円はするということですので、なかなかそう簡単にはいかないと思いますけれども、やはり、道民の安全、安心の確保のため、数多く設置できるような努力をお願い申し上げたいと思います。

続きまして、台風18号による被害の状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

9月18日に台風18号が北海道に上陸し、台風による大雨で、道内各地で河川の浸水被害などが発生したところでありまして、道が管理する河川や道路などの被害状況についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○松山文史委員長 砂防災害担当課長山廣孝之君。

○山廣砂防災害担当課長 台風18号による被害の状況についてであります。このたびの台風18号による河川や道路などの公共土木施設の被害は、胆振地域や十勝地域を中心に発生しております。現在、被害箇所の調査を行っておりますが、これまでのところ、胆振管内の敷生川や十勝管内の当縁川など河川で83カ所、道路で4カ所、橋梁で2カ所、海岸などで3カ所の計92カ所で、被害額を精査中の海岸を除き、約41億円の被害が確認されているところがございます。

○中野秀敏委員 このたびの台風では、昨年台風などで大きな被害を受けて復旧工事中であった十勝管内の美生川などで再び被害を受けたという報道がなされましたけれども、人手や資機材の不足などで復旧工事におくれが生じていると聞いているところであります。

今回、繰り返し被災した河川や道路などは、一日も早い復旧が望まれるところでありますけれども、道はどのように対応しているのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○山廣砂防災害担当課長 これまでの対応についてであります。これまでも、人員や資機材の不足などにより、一部の工事におくれが生じていることから、道では、入札参加要件の緩和などを行うとともに、コンクリートブロックなどの資機材を確保するため、国や関係団体などとも連携し、継続的に需給状況の把握に努め、調整を図ってきたところであります。

このたびの台風18号により、昨年の被災箇所の788カ所のうち、10カ所において再度被害が発生しており、このうち、芽室町の美生川では、より強固な応急対策を実施するとともに、工事の発注時期を早めるなど、早急に対応することとしたところがございます。

また、美生川を除く河川、道路、橋梁、海岸など、計7カ所においては、被害が軽微だったことから、現在実施中の工事の変更等での対応を予定しているところがございます。

○中野秀敏委員 10カ所において再度被害が発生しているということでありましたけれども、来

年もまた、今回のように復旧途上の箇所が被災しないとは限らないわけであります。

来年、災害を繰り返さないためにも、一日も早い復旧が可能となるよう、対策を検討し、実施する必要があると考えるところでありますけれども、道は、2年連続の台風による被害を踏まえて、今後、どのように対応しようとしているのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○渡邊建設部長 今後の対応についてでございますが、資機材の不足につきましては、関係機関との連携調整などを図ってきたことにより、十勝地域においても、今年度に必要となるコンクリートブロックのおおむね9割を確保できる見込みとなったことから、早期復旧に向けて、鋭意取り組むこととしているところでございます。

また、こうした取り組みに加え、このたびの台風により再度被害を受けたことから、このような事態が再び起こることがないように、着手前の現場につきましては、パトロールの強化を図り、大型土のうの設置など、必要な応急工事を実施するとともに、河道内の堆積土砂や倒木の撤去といった適切な維持管理に努めるなど、安全で安心な地域づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中野秀敏委員 それぞれ質問させていただきましたけれども、台風による被害について、一日も早い復旧や、災害に対する備えをより一層強化することが求められると考えるところでありまして、この点につきましては、知事の見解をお伺いしたいというふうに考えますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○松山丈史委員長 中野委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

沖田清志君。

○沖田清志委員 おはようございます。

それでは、私からも、通告にあります災害復旧について、さきの委員と多少重複する部分があるかと思っておりますけれども、順次お聞きをしてまいりたいというふうに思います。

まず、台風18号による被害の状況についてでありますけれども、本道に上陸した台風18号によって、道内各地で農地の浸水や土砂崩れなど、大きな被害が発生したわけでありまして、特に、十勝管内の芽室町の美生川では、昨年の災害の復旧工事がいまだ完成していない中で、また被害が発生したわけでありまして。

このように、道が管理する公共土木施設において再度被害を受けた箇所は何カ所あり、また、農地などに浸水被害を及ぼした箇所での対応についてお伺いをいたします。

○松山丈史委員長 砂防災害担当課長山廣孝之君。

○山廣砂防災害担当課長 再度被災した箇所についてでありますけれども、昨年大雨などにより被災した788カ所のうち、十勝管内において、河川で6カ所、道路で1カ所、橋梁で1カ所、砂防で1カ所のほか、渡島管内において、海岸で1カ所、合わせて10カ所で再度被災したところであります。

そのうち、農地の浸水被害については、芽室町の美生川において発生しておりまして、より強固な応急対応を実施するとともに、未着手箇所の子工事の発注時期を早めるなどして、早急に対応することとしたところでございます。

○**沖田清志委員** 今御答弁がありましたように、被害が大きかった十勝管内などにおいては、復旧工事が思うように進んでいないというふうに聞いているわけでありましてけれども、復旧の進捗状況についてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○**山廣砂防災害担当課長** 復旧の進捗状況についてであります。被害の規模が大きかった十勝管内につきましては、昨年被災した全道の788カ所のうち、371カ所を占めておりまして、本年8月末までに、工事完了が17カ所、着手済みが163カ所、これらの合計は180カ所であり、全体の約5割となっているところであります。

また、全道につきましては、昨年被災した788カ所のうち、工事完了または着手済みの箇所は合計で521カ所でありまして、全体の約7割となっているところでございます。

○**沖田清志委員** 全道でも7割、十勝においてはまだ5割ということでありまして、地域の住民の方々とすれば、早期の復旧を望んでいるところであると思っております。

復旧工事の入札で、不調や不落が多く発生しているというふうにも聞いておりますけれども、復旧がおくれている主な要因をどのように捉えられているのか、お伺いをいたします。

○**山廣砂防災害担当課長** 復旧のおくれの要因についてであります。昨年の災害については、昭和56年以来の甚大な規模であったことに加えまして、十勝管内に半数近くの被害が集中したことなどにより、この地域において、技術者、技能労働者などの人員や、コンクリートブロックなどの資機材が不足していることなどが主な要因となって、一部の工事におくれが生じているところでございます。

○**沖田清志委員** 復旧に携わる人員や資機材の不足などが、復旧のおくれの主な要因という答弁でございました。

これを何とかしなければ、進まないわけではあります。道としては、こうした問題に対して今までどのような対応を行ってきたのか、その取り組みの内容についてお伺いをいたします。

○**松山丈史委員長** 建設管理課長勝谷裕君。

○**勝谷建設管理課長** 災害復旧工事への対応についてであります。道では、これまで、技術者、技能労働者や資機材の不足に対応するため、発注ロットの大型化のほか、受注者が工期の始期と終期を設定することができるフレックス工期制や、災害復旧工事特例共同企業体制度の導入、入札参加要件の拡大などを行ってきたところでございます。

さらに、9月以降の入札執行に当たっては、コンクリートブロックなどの資機材の不足に対応するため、資機材の調達状況に応じて工期を別途協議する旨を明示した発注を行うなど、災害復旧工事の円滑な執行に努めてきているところでございます。

○**沖田清志委員** やはり、現場での人員あるいは資機材等の不足が、復旧がおくれている要因だというふうには思うのですけれども、一方では、発注を早くすることも大切なのかなと思いま

す。

そうした意味で、これまで何度か議論されてきている技術者の確保という部分でいけば、発注前の現地の調査とか事業費の積算などにおいて、現職の職員の方々だけでは不足が生じているかと思えますけれども、復旧に際し、道の退職者などの人材支援をどのように生かしているのか、お伺いをいたします。

○山廣砂防災担当課長 退職者による人材支援についてであります。昨年の台風に伴う災害に際しまして、北海道建設技術センターと協定を結び、道の退職者をアドバイザーとして、被災を受けた建設管理部への派遣を要請し、現地調査や災害査定に向けた技術的支援を受けたところでもあります。

今後も、大規模災害時において、必要に応じ、退職者の派遣による支援を受けながら、公共土木施設の早期復旧に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○沖田清志委員 いずれにしましても、復旧工事が、入札の不調、不落等によって順調に進んでいない状況で、今回のたび重なる被害というのは、農業を初めとする地域経済への影響が非常に大きいわけでありまして。

昨年大雨による被害箇所については、早急な復旧が求められるわけでありまして、これまで議論してきた問題や状況等を踏まえまして、道では、今後、どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○松山丈史委員長 建設部長渡邊直樹君。

○渡邊建設部長 今後の対応についてでございますが、道としては、このたびの台風18号により、一部で再度被害を受けたことから、このような事態が再び起こることのないよう、早急な対応が必要と考えているところでございます。

復旧工事のおくれの要因の一つとなっているコンクリートブロックの不足につきましては、十勝管内においても、今年度が必要となる量のおおむね9割が確保できる見込みとなったところでありますが、引き続き、資機材の確保に向け、関係機関との調整を鋭意進めるとともに、河道内の堆積土砂や倒木の撤去など、適切な維持管理の実施に加え、昨年被災し、復旧工事が未着手の箇所につきましては、入札参加要件の緩和など、さまざまな手だてを講ずることにより、地域住民の方々の安全、安心な暮らしを確保するため、一日も早い復旧に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

○沖田清志委員 なかなか難しい部分だというのは非常に理解しているわけでありまして、また来年、工事の途中で台風が来ないとも限りませんので、ぜひ、早急な取り組みをお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○松山丈史委員長 沖田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

道見泰憲君。

○道見泰憲委員 おはようございます。

私からは、全部で3問、質問をさせていただきます。

まず1問目は、公共土木施設の維持管理について質問をさせていただきます。

台風による大雨災害などを未然に防止し、道民の安全、安心を確保するとともに、経済活動の基盤となる農地や交通路網を保全するためには、堤防や道路などの公共土木施設を適切に維持管理していくことがますます重要になってくると考えております。

以下、公共土木施設の維持管理に関し、順次伺ってまいります。

まず最初に、公共土木施設の現状をお聞きしたいと思います。

広大な本道における道民生活の維持向上などのため、これまで、さまざまな公共土木施設が整備され、特に、高度経済成長期に集中的に整備が進められた結果、社会資本としての蓄積が一定程度進んでいるものと考えておりますが、公共土木施設の現状がどのようになっているのか、伺います。

○松山文史委員長 維持担当課長若山浩君。

○若山維持担当課長 道が管理する公共土木施設の現状についてでございますが、平成27年度末現在、道路延長が約1万1700キロメートルで、橋梁が約5300橋あり、河川延長が約1万2300キロメートルで、樋門、樋管が約5200基となっております。そのほかにも、ダムや砂防施設、海岸など、多くの施設を有しているところでございます。

これらの施設の多くは、高度経済成長期に集中して整備され、今後、一斉に更新時期を迎えますことから、施設の老朽化が大きな課題となっているところでございます。

○道見泰憲委員 次に、維持管理費の予算についても伺っておきます。

公共土木施設の整備に多額の予算を要することは当然であります。整備された施設を適切に維持管理するためにも、相応の予算が必要です。維持管理費がどのように確保されているのか、伺います。

○若山維持担当課長 維持管理の予算についてでございますが、道が管理する橋梁やトンネル、樋門、樋管などの修繕については、交付金事業や起債事業である特別対策事業により、対応を行っている一方、道路、河川などの草刈りや清掃などを行うために必要な維持管理費につきましては、道の単独費である公共関連単独事業により、対応を行っているところでございます。

○道見泰憲委員 同じく維持管理費の推移についても伺っておきたいと思っております。

道財政が厳しい中、道単独予算が削減されてきたところではあります。維持管理費について、ピーク時を含むこれまでの推移を伺います。

○若山維持担当課長 維持管理費の推移についてでございますが、ピークとなった平成10年度の当初予算は約146億円で、その後、減少し、平成25年度から平成27年度までの当初予算は約64億円、平成29年度の当初予算は約74億円でありまして、ここ2年間で約10億円の増額となっておりますが、ピーク時の約半分となっているところでございます。

○道見泰憲委員 維持管理の状況についても確認をします。

予算の確保が十分でなければ、適切な維持管理も困難になると考えています。近年、予算は増

加傾向にあると伺いましたが、道が管理する公共土木施設の管理の水準はどのようになっているのか、伺っておきます。

○若山維持担当課長 公共土木施設の管理の水準についてでございますが、道路や河川などの維持管理については、限られた予算の中、施設の利用状況や地域の意向などを踏まえて行ってきたところでございます。

平成27年度以降、予算は増加傾向にあります。近年、老朽化施設の増加に加え、労務単価や諸経費率の上昇などもありまして、地域からの要望に対し、年々、十分な対応が困難な状況となってきたところでございます。

○道見泰憲委員 今答弁いただいたところでありますが、維持管理に関する苦情という点についても伺っておきます。

維持管理を要する公共土木施設が多く存在するにもかかわらず、厳しい予算の制約がある現状では、適切な管理が行き届かない施設も出てきているのではないかと考えております。私の地元でも、冬期間に傷んだ路面の補修や道路脇の草刈りのおくれなどを指摘する声をしばしば耳にします。

公共土木施設の維持管理に関して寄せられる苦情などの状況がどのようになっているのかも伺っておきます。

○若山維持担当課長 維持管理に関する苦情などの状況についてでございますが、北海道が管理する公共土木施設の維持管理に関する苦情件数は、集計を開始した平成21年度で約6200件、平成28年度で約9300件となっており、苦情の内容としては、路面の修繕や草刈りなど、道路に関するものが最も多く、平成21年度で約4400件、平成28年度で約7000件となっているところでございます。

○道見泰憲委員 次に、老朽化対策についても伺っておきます。

道が管理する公共土木施設は高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進んでいることとあります。老朽化対策を進めるためには、まず、点検による現状の把握が重要であります。

道路附属物の点検に関する、我が会派の同僚議員の質問に対し、道からは、昨年度に試行を行い、今後、定期的な点検を実施する旨の答弁がありましたが、現在の取り組みについて伺っておきます。

○松山丈史委員長 施設保全防災担当局長山田宏治君。

○山田施設保全防災担当局長 道路附属物の点検についてでございますが、道が管理する大型標識、道路照明施設、道路情報提供施設、防雪柵、鋼製大型スノーポールは約20万カ所あります。

これらの施設が老朽化し、点検、診断、修繕時期が集中しますと、十分な措置ができなくなるおそれがあることから、平成28年3月に策定した定期点検要領に基づき、昨年度の一部区間での試行に引き続き、本年度より、全区間において、10年に1度の頻度での近接目視による詳細な点検を実施しているところでございます。

○道見泰憲委員 今後の対応についても伺っておきます。

道財政は、引き続き、厳しい状況が予想されますが、一方で、日常的な管理や老朽化対策が求められる公共土木施設も多く、どのように適切に維持管理していくかは大きな課題であると考えております。今後、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○松山丈史委員長 建設部長渡邊直樹君。

○渡邊建設部長 維持管理の今後の対応についてでございますが、道では、平成27年6月に北海道インフラ長寿命化計画を策定し、老朽化対策に取り組むとともに、昨年台風による被害などを受け、本年3月に、公共土木施設の維持管理基本方針の見直しを行い、予防保全などの考え方を取り入れるなど、内容の充実を図り、効率的、効果的な維持管理に努めてきたところでございます。

今後も、維持管理に必要な費用の増加が見込まれますことから、維持管理に活用できる交付金制度の創設を国に要望するとともに、必要な予算の確保に努め、道民の皆様の安全で安心な暮らしが守られるよう、基本方針に基づき、適切な維持管理に取り組んでまいります。

○道見泰憲委員 公共土木施設の維持管理に必要な財源の確保については、長期的な視点に立って、しっかり取り組む必要があると考えています。そうした点について、知事のお考えを伺いたいで、委員長、お取り計らいのほどをよろしく願いいたします。

続きまして、2問目の質問に移ります。

自転車の安全走行環境づくりについて伺います。

自転車活用推進法が本年5月に施行され、自転車の活用を総合的、計画的に推進することとなりました。その上で、地方公共団体には、国と適切に役割を分担し、実情に応じた施策を実施する責務を有するとされているところであります。

そして、基本方針の中で、自転車専用道路等の整備を初めとして、14の具体的方針を示し、国土交通省内に設置された自転車活用推進本部によって計画的に取り組まれることとなりました。

道においては、議員提案による自転車活用推進条例が検討されているとも承知をしておるところであります。

そこで最初に、道内の自転車事故の推移について伺います。

道内における、歩行者と自転車の接触による交通事故、死亡事故の発生件数、さらに、自動車と自転車の接触による交通事故、死亡事故の発生件数を、過去分を含めて教えてください。

○松山丈史委員長 道路課長宮下忠昭君。

○宮下道路課長 自転車事故の推移についてでございますが、北海道警察の資料によりますと、全道における、歩行者と自転車による交通事故件数は、平成26年が32件、平成27年が29件、平成28年が28件となっており、この間における死亡事故は発生しておりません。

また、自動車と自転車による交通事故件数は、平成26年が1833件、平成27年が1721件、平成28年が1474件であり、このうち、死亡事故件数は、平成26年が7件、平成27年が9件、平成28年が8件となっております。

○道見泰憲委員 次に、車道混在型の道路についても伺っておきます。

札幌市内で試験的に行われた、自転車と自動車を混在させる道路、いわゆるブルーレーン等の車道混在型の路面標示が設置された箇所について、それぞれの道路管理者によって設置されてから、しばらくたちますが、その効果及びそれに対する道の見解を伺います。

○松山文史委員長 土木局長清水文彦君。

○清水土木局長 ブルーレーン等の効果についてであります。国や札幌市が行ってきた実証実験では、自転車の通行位置を明示するブルーレーン等は、自転車の車道利用への転換が進むとともに、自転車と歩行者の錯綜が減少し、自動車ドライバーの注意意識が向上するなど、安全性向上の効果が確認された一方で、ブルーレーン上に駐停車している車両への対応などの課題も多いと報告されているところでございます。

このようなことから、道といたしましては、実証実験の結果を踏まえ、ブルーレーン等の設置に向けた検討を進めてまいります。

○道見泰憲委員 現行の道路交通法では、基本的に、自転車は歩道の走行を禁じられていて、歩道寄りの車道を走行することとなり、危険がつきまとうこととなっています。よって、どうしても路肩に寄りかちな走行になってしまうのが現状だと考えられます。

また、国民、道民の意識としては、これらの走行ルールが複雑となっている定めのもとで、今日にあっても、自転車を運転する方々のマナーを含めて、混乱していることが容易に想像できるのであります。

道は、今日よりも安心して安全な走行環境を整えて提供する必要があると思います。

議員提案による条例制定が視野に入っていて、道においても推進計画が策定される見込みであり、これらによる体系的な取り組みについては、後の議会議論に委ねるとして、ここでは、私のもとに寄せられた道民の声のもとに、幾つか提案をしておきたいと思っております。

まずは、路肩の幅員についてであります。

一つ目の具体的な提案は、路肩を、許す限り、今より広げることによります。もともと、道内では、積雪期対策として、全国と比較しても広く設置されている路肩であります。例えば、今より50センチメートル程度広く設置することによって、自転車が安全に走行できる環境を向上させることが可能です。道の見解を伺います。

○宮下道路課長 路肩の幅員についてでございますが、道では、道路の構造の技術基準等を定めた条例に基づき、全国的に標準とされる75センチメートルに、雪の影響を考慮して50センチメートルを加えた125センチメートルを標準として、整備を行っております。

しかしながら、過去に整備された箇所においては、路肩が狭い区間もありますことから、自転車の交通量が多い箇所につきましては、安全な走行が可能となるよう、地域の実情も踏まえ、自転車通行空間の確保について検討してまいります。

○道見泰憲委員 二つ目は、排水ますについてです。

ほとんどの路肩には排水ますが設置されていますが、自転車が走行することを前提とした段差

解消とグレーチングの向きの設定は、すぐにでも取り組むことができるのではないのでしょうか。道の見解を伺います。

○清水土木局長 路肩における段差などについてであります。排水ますは、路面の雨水や融雪水を排水するため、道路の路肩部などに設置するものであり、自動車走行や冬期の除雪作業に支障がないよう、平坦性を考慮して整備しておりますが、補修が必要な段差や破損が確認された場合には、随時対応しているところでございます。

道では、こうした対応に加え、今後とも、自転車の通行に配慮するよう、国の、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインなどを参考にしながら、自転車の走行の妨げとなる段差の解消方法や、タイヤのはまり込みを抑制する、グレーチングの格子形状の工夫などについて検討してまいります。

○道見泰憲委員 これら二つの取り組みは、新たな予算の確保を必要としない取り組みであると私は考えております。予定される更新時期に合わせて、道が取り組む新たなルールのもとで、順次、施工し直していけばよいのではないのでしょうか。実現させることは十分に可能であると考えておりますが、では、どんな課題が想定されるのか、道の見解を伺います。

○宮下道路課長 課題についてでございますが、一つ目の路肩の幅員を広げるに当たりましては、車道幅員は、道路構造令の規定により、縮小することができないことから、歩道の縮小や、路肩拡幅に伴う新たな用地の確保などが課題になると考えております。

また、二つ目の排水ますにつきましては、自転車の走行に考慮し、路面と同じ高さに設置することにより、除雪車の除雪板が排水ますに接触するおそれや、自転車のタイヤのはまり込みを抑制するためにグレーチングの向きを変更することで、横滑りにより転倒するおそれなどの課題が想定されるところでございます。

○道見泰憲委員 道道における道路管理者は、もちろん道であります。特に都市部において、これらが果たす効果は非常に大きいものであると考えています。また、国道における北海道開発局との連携、さらに、市町村道における各自治体との連携による相乗効果によって、道民への走行ルールの浸透は大きなものになるのではないのでしょうか。

そして、国内、海外から私たちの北海道へ、サイクルツーリズムを満喫しにお越しになる多くの訪問客の皆さんに、安心、安全な走行環境を提供することは、満足度の向上や再訪の機会の創出につながるに違いありません。

白線の引き方一つによって、より安全な走行環境を提供することで、救うことのできる命があることを私たちは知らなければなりません。まずは、路肩の幅と排水ますについて試験的に取り組むことが必要です。

最後に、検討の開始の是非やその時期を含めて、安全な自転車の通行ができるように、今後、どう取り組んでいくのか、見解を伺います。

○渡邊建設部長 安心、安全な走行環境についてでございますが、自転車は、買い物や通勤通学など、日常生活における身近な移動手段として、多くの人々に利用されており、健康志向が高ま

りやクリーンな交通手段としても、その利用ニーズが高まっていると認識をしているところでございます。

道といたしましては、これまでに道内で行われてきた実証実験の結果や国のガイドラインを参考にしながら、議会での御議論を踏まえ、路肩を広げるなどの自転車通行空間の確保に向けた検討を行い、自転車が安全で快適に通行できる利用環境の創出に向けて取り組んでまいりる考えでございます。

○道見泰憲委員 それでは、3問目に移らせていただきます。

3問目は、アスベスト問題への対応について伺います。

北海道におけるアスベスト対策については、我が会派並びに他会派によって、議会議論や委員会議論が続けられてまいりました。また、道においても、関係各部署で対応がとられていると承知しております。

特に、平成26年6月に、二つのアスベスト規制法案が改正、施行されたことが分水嶺となつて、建物の所有者である各自治体や企業、民間の責任が直接的に問われていることは明らかです。

また、屋内型、屋外型、環境型に係るそれぞれの訴訟では、国や企業の賠償責任を認める内容となつてきていることから、もはや他人ごとではありません。道自身が当事者としてその責任を問われることがあつてはなりません。道民の健康で安心な暮らしを想定した対策と対応が急がれていると考えています。

道内に存在する、アスベスト建材の使用が確認された道有施設は975カ所とされていますが、それぞれに点検と対策が施されていて、飛散のおそれなしと診断されてはいるのですが、肝心なことは、点検や対策を実施した時点ではそのように判断されていたとしても、いつ何どき、劣化が発見されて、緊急の対応をとらなければならないことになるのかは誰にもわからないことなのであります。

道には、現況に基づいて、その建築物の耐用年数、さらには、昨今、施設の長寿命化が図られていることに鑑みて、アスベスト対策について、道民に対して十二分な配慮が求められているのであります。

これまで、環境生活部に質問をさせていただいたところではありますが、今回は、建設部が保全業務を担当している建築物について質問させていただくこととします。

最初は、吹きつけアスベスト対策の計画策定についてであります。

知事部局及び各振興局等が管理し、建設部が保全業務を所管する建築物のうち、レベル1のアスベスト施工が確認されている建築物は16カ所あるとお聞きをしております。

それらの周辺環境を調べてみますと、市街地に立つ建築物は8施設あり、うち、7施設が使用中です。これらは、建築後、おおむね24年から50年が経過をしているところでもあります。

住宅地に建つ建築物は2施設あり、うち、1施設が使用中です。これらは33年ほど経過をしているということです。

近隣に住宅地がない建物は6施設あり、うち、2施設が使用中であります。これらは、建築後、34年から38年ほど経過をしているようであります。

それぞれについて、職員や点検業者によって点検がされていて、飛散のおそれなしとはお聞きしておりますが、16施設のうち、6施設は、大規模改修時の除去計画が必要となります。4施設は、囲い込みや封じ込めは済んでいるようでありますが、それでも、解体時の除去計画は必要です。

これらについての除去計画の策定状況がどのようになっているのか、まず伺います。

○松山丈史委員長 建築保全課長高島正秀君。

○高島建築保全課長 吹きつけアスベストの除去についてであります。道有施設において使用されている吹きつけアスベストについては、環境生活部が平成19年に改定した、道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方にに基づき、吹きつけアスベストが残る16施設のうち、現在使用している10施設では、薬剤で固める封じ込め処理や、建材で覆う囲い込み処理を行っているほか、定期的な点検により、現時点で飛散のおそれがないことを確認しており、使用していない6施設については、立ち入りを制限しているところでございます。

これらの施設については、施設管理者が、使用形態や老朽化の状況などから、工事の緊急性などを検討して、改修や解体の計画を作成し、建設部に対して施工依頼を行い、アスベストの除去を進めることとしているところでございます。

○道見泰憲委員 次ですが、使用が確認されているアスベストのうち、レベル2、特にボイラー室などに設置されている煙突部については、昨年末、札幌市の給食施設におけるアスベストの劣化が露呈し、札幌市による緊急の対応について報道されたところでもあります。

建設部が担当している道有施設で、煙突部にアスベストが使用されている施設数は148施設で、224本の煙突があるとお聞きをしております。これらの除去計画がどのようになっているのかも伺います。

○高島建築保全課長 アスベストを含む煙突用断熱材の除去についてであります。平成26年に改正された国の石綿障害予防規則により、アスベストを含む煙突用断熱材等の規制が強化され、環境生活部では、平成28年に、道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアルを作成し、アスベストを含む煙突用断熱材等を適切に点検、管理することとしたところでございます。

施設管理者は、本マニュアルに基づき、1年に1回、点検を行い、劣化、損傷が確認された場合は早急に除去するとともに、劣化、損傷が確認されない施設については、計画的な改修工事の実施などに合わせて、除去工事を行うこととなっているところでございます。

○道見泰憲委員 アスベスト除去の予算規模についても確認をしたいと思います。

これまでお聞きしてきた164施設での除去に見込まれる予算の確保が必要となります。施設の規模や数から推定しても、その費用が少なくないものであることは容易に想定できます。まさに、そのときに用意すればよい予算とは異なります。見解を伺います。

○高島建築保全課長 アスベスト除去の費用についてであります。これまでの事例によります

と、平成22年度に真駒内屋内競技場において実施した、約4600平方メートルの吹きつけアスベストの除去では1億5000万円程度、平成27年度に浦河保健所において実施した、高さ15メートルの煙突のアスベストを含む煙突用断熱材の除去では900万円程度となっているところでございます。

吹きつけアスベストやアスベストを含む煙突用断熱材の除去費用は、施設の規模、使用状況、使用部位の形状や煙突の高さのほか、あわせて実施する改修工事の内容などの条件により大きく異なるため、予算規模の算出は困難であります。道有施設に使用されているアスベストを全て除去するためには、かなりの費用がかかることが見込まれるところでございます。

○道見泰憲委員 問題は、除去計画と予算計画ということになると思います。

今回の質問で答弁していただいたところでありますが、改めて提案させていただくならば、一度に行うのはもちろんのこと、劣化が発覚してから対応するのでは、緊急扱いとなってしまいます。

前出の札幌市の例では、施工業者の担い手不足が常態化していて、思うように施工が進まなかったようでありまして、緊急扱いであれば、その予算も余計にかかってしまうと思われま。劣化が発見され、飛散した後に対応することを想定しているのでは、無意味でしかありません。

今もなお財政難の局面にある道が、これらに率先して対応していくことのハードルは高いものの、アスベスト規制法の改正によって、待ったなしの状況に置かれていることも忘れてはなりません。

たとえ20年かかったとしても、道民の皆さんに理解を求め、計画を策定し、特に施工業者の皆さんとその情報を共有しながら、地道に除去し続けていくことが必要です。いま一度、道有施設の施設管理者に対して、1日でも早い除去計画の策定と予算想定を推進すべきであると考えております。

最後に、建設部として、真正面からアスベスト対策に向き合っていく覚悟と決意をお聞かせください。

○松山文史委員長 建設部建築企画監須田敏則君。

○須田建設部建築企画監 アスベスト対策についてでございますが、多くの道民の方々が利用する道有施設につきましては、施設管理者が、アスベスト対策の必要性を十分に認識し、定期的に点検を行い、必要に応じ、適切に除去等の措置を講じるなど、施設利用者の安全、安心を確保する観点から、アスベスト対策を着実に進めていくことが重要であると認識しております。

建設部では、これまでも、施設管理者がアスベストに関する知識を取得するため、定期点検に関する研修会の開催や、適切な工法などの技術情報を提供するとともに、本年8月には、各施設管理者に対し、長期保全計画に定める施設の改修時期に合わせてアスベスト除去を計画するよう、強く要請したところでございまして、施設管理者における計画の策定と所要額の把握が進められ、道有施設でのアスベスト除去工事が着実に実施されるよう、今後とも、環境生活部と連携し、取り組みを強化してまいります。

以上でございます。

○道見泰憲委員 この点に関しては、最後に御指摘を申し上げます。

先ほど、御答弁の中で、かなりの費用と表現されていたところであります。たとえ推定金額であったとしても、具体的な答弁をしていただけない事情は理解できます。

私は、このかなりの費用について、緊急を要する事態になって初めて用意するものなのか、たとえ長期計画になったとしても積み増していくのかを問うていることを御承知いただきたいのであります。

また、アスベスト対策は、劣化して飛散が確認されたら除去するとされているわけではないのであります。

一方で、道の行政範囲が多岐にわたり、さらに、しばらく続く財政難の局面にあっては、右から左に用意できる単位のものではないことは明らかです。しかも、除去計画の策定や、所要額を確保するのは、この場にいらっしゃらない、施設管理者である各部自身なのであります。

アスベスト対策については、先延ばししたからといって、免れられるものでは決してありません。幸いにも、劣化せずに、飛散が確認されないで使用し続けられたとしても、解体時には所要額が発生します。

各部に強く要請したという答弁をいただいたところではありますが、それにとどまることなく、除去計画の策定や所要額の把握について一日も早く着手するよう重ねて要求をしていただきたいたいと私から強く要請して、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○松山文史委員長 道見委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

広田まゆみ君。

○広田まゆみ委員 私から、空き家の活用とヘリテージマネージャー制度について質問させていただきます。

まず、撤去に至る前の空き家の活用に関してです。

ここ数年、中央政府でも、いわゆる特定空き家などの撤去に向けた法制度の整備などが進んでいるのですがけれども、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしかねない空き家の数は、毎年、統計的にも、平均して増加しておりますし、私自身も、商店街や住宅街などの地域回りをして、いろんな御相談の中で実感しているところです。

空き家が撤去されても、その後に、ただ空き地と駐車場が蔓延するような景観を許すということに対して、住宅とか建築設計の専門家の皆さんとしてどういうふうに思っているのかが非常に問われるところだと思っております。

相続された方が居住などで使う見込みのない古い住宅が放置されることを未然に防ぐ必要があると考えますが、空き家の活用に関するこれまでの道の取り組みについて、まず伺います。

○松山文史委員長 建築指導課長大野雄一君。

○大野建築指導課長 空き家対策の取り組みについてであります。道では、住宅ストックの循環利用や生活環境の保全を目的に、平成27年12月に、空き家等対策に関する取組方針を策定し、空き家等の活用の推進、市町村への支援、道民への周知、啓発を三つの柱として取り組んでいるところでございます。

具体的には、道内の全域を対象といたします北海道空き家情報バンクを開設するとともに、市町村の職員を対象とし、空き家の調査方法や先進事例を紹介するなどの研修会の開催や、建築や相続に関する専門家の派遣などの技術的な支援を行っているほか、道民の皆様向けに、空き家の適正管理に係る空き家ガイドブックを作成し、各振興局や市町村の窓口で配付するなど、広く周知、啓発を行っているところでございます。

○広田まゆみ委員 空き家の活用の推進ということで、市町村を支援したり啓発をしていると伺いました。

それで、実際に空き家が生じる原因等についてどのように認識をされているか、伺いたいと思うのですが、平成26年の空き家実態調査によると、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし得る空き家の約75%は、旧耐震基準のもとで建築され、そのうち、約60%が耐震性のないものと推計されるとしています。

もちろん、皆さん方のお仕事ですから、法に基づいて対応するのは当然でありますけれども、皆さん、開拓の村とかにいらしたことはありますよね。道の関連の施設でさえ、文化財や文化資源の保全、あるいは公的な廃校活用などの際にも、建築基準法の厳粛な適用によって、維持補修のコストがかなりかかります。もちろん法的には何らかの手続きが必要だと思いますけれども、例えば、小樽軟石とか自然素材といったものであっても、維持、活用が困難になって、結果として活用できないという事例も見受けられるところであります。

また、文化財とまではいかななくても、昭和の香りがする商店街であるとか、そういう住宅街の空き家の放置がさらに空洞化の負のスパイラルを生んで、地域の価値を下げていくという実態があると思っています。

空き家となったそういう建築物を再生活用して、その土地の食文化や生活文化といった文化的価値を表現することが地域再生に有効であるということは、別に私が持論で言っているだけではなくて、さまざまな地域で実証されていて、そこで、建築設計やデザインなどの専門家が大きな役割を果たされているというふうに私は思っています。

ただ、これからの人口減少時代の空き家活用を考えると、建築基準法の遵守だけが道の建設部の仕事だとお考えになっているように、この間の意見交換で私は認識せざるを得ない状況です。

空き家が生じる要因をどのように捉え、どう対策をする考えか、伺います。

○大野建築指導課長 空き家が生じる要因についてであります。国の住宅・土地統計調査によりますと、昭和43年には、既に、住宅総数が2559万戸と、世帯総数の2532万世帯を上回っており、それ以降も、既存住宅ストックの有効活用や更新がされないまま、新しい住宅が建築される

などの要因により、空き家は年々増加してきているところでございます。

また、道が市町村を対象に実施したアンケートによりますと、地方では、宅地建物取引業者などの事業者が少なく、空き家の流通が進みにくいといった課題が挙げられたところでございます。

こうした中、道では、空き家等対策に関する取組方針に基づきまして、北海道空き家情報バンクによる情報提供や、空き家の適正管理に係る空き家ガイドブックによる普及啓発など、空き家の活用に向けた取り組みを進めているほか、モデル市町村を選定し、地域事情に応じた空き家活用に関する取り組みに対して積極的に支援しているところでございます。

○広田まゆみ委員 私の印象では、統計と建物しか見ていないと思います、建築だから建物だけを見ていればいいという考えなのかもしれませんけれども。

空き家活用のための相談体制などの必要性について伺いますが、同じく平成26年の空き家実態調査によりますと、居住用家屋が空き家となる契機として、相続して取得したものが56.4%というふうになっています。

現在、札幌市でカフェを2店ほど経営し、カフェ開業塾などを展開している女性を私も存じ上げていますが、その方も、相続を契機として、一体どうしたらいいのだろうかということで、さまざまな手続など、並大抵のことではなかったと聞きますが、カフェを開業するに至りまして、親から相続した物件を活用しているということで、今、そのノウハウを公開して、カフェ開業塾などを開かれています。

また、近年、民泊新法などの議論もされていますけれども、従来のホテルなどの宿泊業ではなく、SNSなどを活用して、まさに暮らすように旅をするということを体現するゲストハウス、簡易宿泊所が、20代、30代の若者たちによって起業されています。

彼、彼女らの多くが、新築物件などではなく、まちの雰囲気や溶け込み、かつデザイン性もある、セルフでのリフォーム、リノベーションを好みまして、そこがまちに新しい息吹や風を起こしています。

ところが、これについても規制の壁が立ちだかかっておりまして、私自身も、商店街の空き物件を活用しようかと思ったときに、いろいろ相談しましたが、やっぱり、役所は役に立たないところという印象は拭えないのです。

それで、空き家の活用について推進する方向であるとして、もし、道庁自身が主体的に役割を果たさず、市町村が行うものと言うのであれば、空き家活用の事例やノウハウの提供について、経験者がアドバイスできる仕組みを支援することが重要だと考えます。

例えば、空き家を活用したカフェやゲストハウスの開業への支援など、ソフトの面の支援をすることも重要だと考えますが、見解を伺います。

○大野建築指導課長 空き家の活用についてであります。住宅を宿泊施設などの他の用途に変更する場合には、建築基準法に基づき、その用途に応じた安全性を確保するための改修工事が必要となる場合があるところでございます。

道では、これまでも、住宅局や各振興局におきまして、こうした相談に対応するほか、厚真町、東川町などにおける、空き家を交流施設やカフェなどに活用した先進的な事例を手引などに取りまとめ、市町村へ配付するなど、その普及を図っているところでございます。

道としては、引き続き、庁内を初め、関係団体や市町村を構成員とする北海道空き家等対策連絡会議において、情報の共有を図り、活用を促すとともに、不動産や建築、企業経営など、各分野の専門家の協力を得て、空き家の所有者を対象とした、活用等に関する相談会を今年度新たに開催するなど、きめ細やかに対応していく考えでございます。

○広田まゆみ委員 手引を作成するとか相談会を開催するということでしたが、逆に、皆さんが上から指導するのではなくて、実際に皆さんが——皆さんのせいではないかもしれませんが、いろんな不祥事などが多くて、そこをしっかりと審査するということがこの間続いている、いろんな御苦勞をされていると思いますけれども、そのために、目が節穴になっているのじゃないかと思えます。

本来、皆さんが応援すべき人を応援しないで、一律に指導するような仕組みをしっかりと変えて、実際に開業塾などをもう始めている当事者の人たちを支援するように、私としては指摘をさせていただきたいというふうに思います。

本当はまだまだ聞きたいのですけれども、残念ながら、時間がなくなってしまいましたので、ヘリテージマネージャー制度の質問に行きたいと思えます。

次に、ヘリテージマネージャー制度について伺いますが、ヘリテージマネージャーとは、歴史的建造物の保存活用に係る専門家のことで、建築士会を中心として、2016年10月現在、全国の36道府県で育成講座が開催されており、特に北海道においては、ヘリテージマネージャーだけではなく、アドバイザー、コーディネーターの3者を構成員として、仮称・ヘリテージマネジメントアソシエーションの創設を目指すとされておりました。

そこで、ヘリテージマネージャー制度などを活用して、それが実際に地域の現場で生かされている全国での推進状況の把握と、ヘリテージマネージャー制度の活用の意義について、どのように認識されているか、伺います。

○大野建築指導課長 ヘリテージマネージャーについてであります。道内では、平成26年度から、民間団体である北海道文化遺産活用活性化実行委員会が養成講座を開催し、28年度までにこれを受講した75名が、現在、ヘリテージマネージャーとして登録されているものと承知しているところでございます。

道といたしましては、地域の歴史、文化を生かしたまちづくりの推進に当たり、こうした人材の活用も有効と考えているところでございます。

○広田まゆみ委員 ヘリテージマネージャー制度の関係ですけれども、例えば、建築企画監はごらんになったということですが、先ほどお話しした道立施設の開拓の村においてさえも、小樽軟石の倉庫とか、新潟からの移住という歴史がある人たちが残したカヤぶきの家屋等については、建築基準法をただ振りかざすだけでは守っていけないわけですね。

北海道開拓の村というのは、全道から、歴史的価値のある52棟の建造物が集められてきていますけれども、本来であれば、それは、そこ一体に集められるのではなく、普通の地域の町並みに残されるべきだったもので、これは誤解される表現になるかもしれませんが、ある意味で、ただそのまま建物を置いておくだけだったら墓場になってしまいますよね。けれども、その保存をどういうふうにしていくかについて、建設部にいる専門家の人たちが——例えば、今、100年記念施設のあり方を検討しているときに、建設の知識がある専門家としてどう貢献するかを考えるのが建設部の仕事じゃないでしょうか。

行政的にも大変な無駄になります。例えば、小樽軟石の倉庫でも、そもそもの素材のよさを活用しない建築設計の仕様になっています。これは別に建設部のせいではないですよ。責めているわけではないけれども、これからに向けて、自分たちの専門性をしっかり発揮していただきたいということを言っています。皆さん方がそこで専門性をしっかり発揮しないと、結果として無駄な財政コストを生じさせ、古いもの、きちんとしたものを守らないまちづくりが蔓延してしまうと私自身は思っています。

道が認めるヘリテージマネージャーなどが参画する委員会などで、そうした建物の保全のための一定の規制緩和がされる仕組みなどが重要と私は考えますので、例えば、開拓の村などを通して、そうしたことをしっかりと実践し、文化遺産とか歴史的建造物をどう生かしていくかというのは、人材の育成にもかかわってくることでありますから、啓発とか市町村を支援するだけじゃなくて、道として、そういう人材をどう育成するかをしっかりと考えていただきたいと申し上げまして、私の質問を終わります。

○松山丈史委員長 答弁は要るのですね。

○広田まゆみ委員 いえ、いいです。

○松山丈史委員長 答弁は不要ですか。

○広田まゆみ委員 はい。

○松山丈史委員長 広田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

内田尊之君。

○内田尊之委員 それでは、私から質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、建設産業の担い手の確保等について質問をいたします。

現在、道では、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持続的発展を図るため、新たな建設産業支援プランの策定を進めていると承知しております。このプラン案の中では、経営力強化や、地域の安全、安心の確保などのほか、担い手の確保育成が重要な取り組みの柱となっております。

担い手の確保に向けては、建設産業の魅力の発信はもとよりですが、建設産業における就業環境の改善を一層進めることも重要な課題となっております。国が現在進めている働き方改革の動きに合わせて、労働時間の短縮に取り組むことはもちろん、適切な賃金水準の確保も重要であります。

昨年の第2回定例会において、設計労務単価の上昇を確実に技術労働者の賃金の引き上げにつながるよう、道としてどのように取り組むのかとの、我が会派の同僚議員からの質問に対して、毎年実施している建設工事下請状況等調査とあわせて、賃金の実態把握により一層努めると答弁されました。

以下、建設産業における働き方改革を通じた担い手確保について、順次伺ってまいります。

まず、8月に公表されました平成28年度建設工事下請状況等調査の実施内容とその結果についてお伺いをいたします。

○松山丈史委員長 建設管理課長勝谷裕君。

○勝谷建設管理課長 建設工事下請状況等調査についてであります。下請状況等調査は、元請負人と下請負人との契約関係の適正化を図るため、契約状況や施工体制などについての調査、指導を行うもので、平成28年度は、9月から11月に施工中の工事から、落札価格と最低制限価格との差が僅少な工事など、181件、508社を抽出して実施したところです。

調査の結果、前払い金の使途や契約締結方法などについては、おおむね適正に実施されていたものの、雇用条件を明示した雇い入れ通知書を交付していなかった2件について指導を行うとともに、賃金の設定が公共工事設計労務単価を下回っていた303件の企業に対し、文書により、適切な賃金水準の確保について要請を行ったところでございます。

○内田尊之委員 ただいまの答弁をお聞きしますと、平成28年度の建設工事下請状況等調査によれば、企業に対して指導あるいは要請を行ったケースのほとんどが、公共工事設計労務単価を下回る賃金の設定とのことであります。

道は、下請状況等調査とあわせて、賃金の実態把握により一層努めるとしておりましたが、どのように対応したのか、お伺いをいたします。

○勝谷建設管理課長 賃金の実態把握についてであります。平成27年度までの調査において、公共工事設計労務単価を下回る賃金を設定している企業が多く見られたことから、適切な賃金水準の確保に向けた効果的な取り組みを検討するため、平成28年度の下請状況等調査にあわせて、元請負人及び下請負人に対し、設計労務単価の改定に伴う賃金改定の実施状況やその理由などについて、アンケート調査を実施したところでございます。

○内田尊之委員 公共工事設計労務単価の改定に伴う対応状況に関する調査についてお伺いいたします。

各企業における対応状況などについて、アンケート方式の調査を行ったということですが、その調査結果はどのようにになっているのか、お伺いいたします。

○勝谷建設管理課長 アンケート調査の結果についてであります。平成28年2月の設計労務単価の改定以降に技能労働者の雇い入れの実績がある465社から回答があったところであり、賃金改定の実施状況について、賃金水準を「引き上げた」と回答したのは、70%、323社となっております。その理由については、「労働者の確保」のためとの回答が41%と最も多く、次いで、「設計労務単価の上昇」との回答が33%となっているところでございます。

一方、賃金水準を「引き上げていない」と回答したのは、23%、124社となっており、その理由については、「経営の先行きが不透明」「賃金水準引き上げに回す余裕がない」などの回答が55%と最も多く、社会保険等の「他の必要な経費に充当したい」との回答も19%あったところがございます。

また、既に設計労務単価を上回る賃金を支給している企業が、7%、18社あったところがございます。

○内田尊之委員 調査で大切なことは、調査結果を通じて現状における課題をしっかりと把握、分析し、的確に対応することであると考えます。

この調査結果から、どのような課題が明らかになってきたのか、お伺いいたします。

○勝谷建設管理課長 賃金水準の確保に関する課題についてであります。調査結果において、賃金水準を引き上げた企業は、元請で83%、1次下請で64%、2次下請で60%と、元請から下請の次数が高くなるほど、設計労務単価の反映率が下がっており、下請契約について、より細かな状況の把握が必要と考えているところがございます。

また、賃金を引き上げなかった企業においては、「経営の先行きが不透明」など、経営上の問題を挙げる企業が多く見られたほか、下請企業においては、社会保険等の「他の必要な経費に充当したい」と回答する企業があることから、設計労務単価の引き上げの趣旨の徹底を図ることについても必要と考えているところがございます。

○内田尊之委員 今後の取り組みについてでありますけれども、道は、アンケートの実施結果から把握した課題を踏まえ、適切な賃金水準の確保に向けて、具体的にどのように取り組んでいこうと考えているのか、お伺いいたします。

○松山丈史委員長 建設業担当局長板谷悟君。

○板谷建設業担当局長 今後の取り組みについてでございますが、今年度実施する建設工事下請状況等調査では、下請契約の状況を把握するため、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況を新たな調査項目として加えるほか、次数の高い下請企業に、より重点を置いた対応を行うため、2次以上の下請企業の調査対象件数をふやすとともに、設計労務単価の改定の趣旨について正しい理解がされるよう、面談の上、直接、文書による周知に努めるなど、技能労働者の賃金水準の確保に一層取り組んでまいる考えでございます。

また、技能労働者の賃金水準の確保については、経営上の問題を挙げる企業も多いことから、引き続き、安定的な公共事業予算の確保はもとより、工事の早期発注、柔軟な工期の設定による施工時期の平準化などにも取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 これまで、建設産業における就業環境の改善に係る課題のうち、特に、適切な賃金水準の確保に向けた道の取り組みについて伺ってまいりました。

地域経済の重要な担い手であり、地域の安全、安心の守り手でもある建設産業が今後ともその役割を担い続けるためには、建設産業における就業環境の改善の取り組みは重要であると考えま

す。

就業環境の改善を含め、担い手確保対策に今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○松山丈史委員長 建設部長渡邊直樹君。

○渡邊建設部長 今後の担い手対策についてでございますが、本道の建設産業においては、人材確保が依然として厳しい状況にありますことから、担い手の確保育成が喫緊の課題であると認識をしております。現在策定を進めている仮称・北海道建設産業支援プラン2018においては、技術をつなぐ担い手の確保育成の強化を目標の一つとして設定しているところでございます。

道といたしましては、適切な賃金水準の確保に加え、週休2日の導入などによる就業環境の一層の改善や、建設産業のイメージアップを図るための魅力のPR、就業者を育成するための技術研修会への助成に取り組むなどして、担い手の確保育成を図り、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持続的発展につなげてまいりたいと考えてございます。

○内田尊之委員 それでは、続きまして、減災対策協議会についてお伺いをいたします。

国では、全国各地で豪雨が頻発、激甚化していることに対応するため、施設整備により洪水の発生を防御するというものから、施設では防ぎ切れない大洪水は発生するものへと意識を根本的に転換し、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築の取り組みが必要として、ことし6月に水防法の一部を改正いたしました。

道では、昨年8月の台風災害やこの水防法改正を踏まえ、河川管理者や市町村などで構成する減災対策協議会を全道に設置したとありますが、今後、水防災対策を確実に推進していくためには、この協議会の取り組みが大変重要であると認識しているところであります。

そこで、現在進められている減災対策協議会の取り組み内容や道の取り組み事項について、順次お伺いをいたします。

最初に、本年6月から、減災対策協議会を振興局などの地域ごとに開催していると承知しておりますが、協議会ではどのようなことを議論されたのか、また、開催状況についてお伺いをいたします。

○松山丈史委員長 河川砂防課長金澤克人君。

○金澤河川砂防課長 減災対策協議会の開催状況についてでございますが、道では、昨年8月の一連の台風災害を踏まえ、全道の25の地域で減災対策協議会を設置し、洪水被害を軽減するための情報伝達や避難計画に関する事項、水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項など、地域で共有すべき取り組みについて、協議検討を進めていくこととしたところでございます。

1回目の協議会は、各地域で本年7月までに開催し、現状の水害リスク情報や河川整備の取り組み状況などを共有するとともに、被害の最小化や防災意識の向上といった、減災のための目標などについて議論を行ったところでございます。

○内田尊之委員 続きまして、個別の取り組みの内容についてお伺いをいたします。

昨年の大雨災害で、本道は甚大な被害をこうむったところでありますが、ことしも、台風18号

が本道に襲来し、各地で大雨による大きな被害を受けました。

私の地元であります上ノ国町におきましても、天の川の堤防が一部決壊しまして、住宅や農地に浸水被害が生じたところでもあります。気候変動が著しくなっている現在、今後も、大雨が繰り返し起き、いつ堤防が決壊するかわからないと、地元において不安の声が上がっております。

そこで、道では、現在の河川整備に加えて、危機管理型のハード対策をどのように進めているのか、お伺いをいたします。

○金澤河川砂防課長 危機管理型のハード対策についてでございますが、道では、河川整備計画に基づく整備に加え、施設能力を上回る洪水に対しても、堤防決壊までの時間を引き延ばし、被害の軽減を図るため、堤防の上部をアスファルトで保護するなど、いわゆる粘り強い構造の堤防の整備を実施しているところでございます。

現在、道が管理している堤防の総延長の、左右岸を合わせて696河川で約4600キロメートルのうち、背後地の人口、資産や河川規模、被災履歴などから、49河川、約440キロメートルの区間を優先的に整備することとし、今年度から、せたな町の太櫓川などで着手したところでございます。

○内田尊之委員 続いて、情報伝達に関する取り組みについてお伺いをいたします。

ハード対策の推進は重要なことではありますが、施設では防ぎ切れない大洪水は発生するものとの考えに立ち、住民避難が円滑かつ迅速に行われることが必要だと考えます。

避難勧告等の適切な発令などのための情報伝達としてのホットラインの構築や、水害対応タイムラインの作成が重要と考えますが、道ではどのように進めておられるのか、伺います。

○松山文史委員長 維持管理防災課長橋文夫君。

○橋維持管理防災課長 情報伝達に関する取り組みについてでございますが、ホットラインや水害対応タイムラインは、洪水予報河川の1河川、水位周知河川の135河川について、構築、作成を行うこととしており、その沿川市町村数は96市町村となるところでございます。

ホットラインにつきましては、8月上旬までに構築を終えており、今回の台風18号によって氾濫危険水位を超えた9河川において、ホットラインの取り組みが実践され、円滑かつ迅速な避難に向けた連携が強化されたものと認識しているところでございます。

水害対応タイムラインにつきましては、流域面積が小さく、水位の上昇が速く、時間的な余裕がないなどの道管理河川の特徴を踏まえながら、減災対策協議会の場などを活用して作成を進めてまいります。

○内田尊之委員 協議会の設置目的である、水害による逃げおくれゼロ、社会経済被害の最小化を実現するためには、国、道、市町村等が連携して、減災のための取り組みを共有し、継続していくことが重要であると考えます。

今後、協議会の取り組みをどのように推進していく考えなのか、最後に部長にお伺いをいたします。

○渡邊建設部長 今後の取り組みについてでございますが、減災対策協議会では、引き続き、洪

水被害を軽減するための施設整備や水位情報の提供など、円滑かつ迅速な避難のための取り組みといった、地域で共有すべき事項を検討し、おおむね5年以内で実施する取り組みの内容等を、地域の取り組み方針として、今年度末をめどに取りまとめることとしたところでございます。

また、来年度以降も、毎年、協議会を開催するなどして、取り組み方針に基づく取り組みの実施状況等を確認し、内容を見直すなど、協議会としてフォローアップを行い、防災、減災の取り組みを継続的に推進することとしているところでございます。

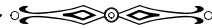
道といたしましても、この協議会での検討の内容を踏まえ、地域との連携を一層強めながら、ハード、ソフトの対策をより計画的、一体的に推進するなど、防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

○内田尊之委員 終わります。

○松山丈史委員長 内田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩



午後1時2分開議

○松山丈史委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

山崎泉君。

○山崎泉委員 まず、無電柱化への取り組みについてお伺いしたいと思います。

国として、昭和61年度から3期にわたって計画しているわけですが、平成11年度から15年度は新電線類地中化計画に基づいて、16年度から20年度までは無電柱化推進計画に基づいて、整備が進められてきていると承知しているわけです。

道として、無電柱化を進める意義についてどのように認識しているのか、取り組みも含めて、まずお伺いしたいと思います。

○松山丈史委員長 まちづくり局長岸純太郎君。

○岸まちづくり局長 無電柱化の推進に関する認識などについてであります。無電柱化の推進は、地震等の大規模災害時の電柱倒壊による道路の寸断回避といった道路の防災性の向上や、安全で快適な通行空間の確保のほか、良好な景観の形成などの観点から重要であると認識してございます。

このため、道では、これまでも、地域の要望を踏まえ、関係機関との協議を行いながら、道内各地の鉄道駅周辺の商業地域や観光地などの道路について、無電柱化を実施してまいりました。

○山崎泉委員 必要性や効果がもちろんあるから、国が進めているわけですが、本道においては、47都道府県中で16位、率でいえば1%ということです。これは国が試算しているもので、この1%の意味がちょっとわからないのですけれども、距離として、北海道で考えれば、1%というのはすごく長い距離です。そして、国が進めている無電柱化は、今あるものを下に埋め

るという整備的なものだと私は考えるのです。

それで、国が示している1%がどういう根拠なのかは別にして、道が管理する道道の状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○松山丈史委員長 都市環境課長谷山剛君。

○谷山都市環境課長 道道における無電柱化の取り組みの状況についてでございますが、無電柱化に関する整備計画が策定された昭和61年以降、これまで、道が管理する道道では、現在、事業実施中の岩見沢駅周辺や野幌駅周辺を含めて64カ所で事業を実施し、無電柱化された道路延長は約22キロメートルとなっております。

○山崎泉委員 なかなか進んでいないという状況の中で、要因、課題があるかと思いますが、その点についてはどのように認識しているか、お伺いします。

○谷山都市環境課長 無電柱化の推進における課題についてでございますが、一般的な整備手法である地中化方式では、ケーブルを収納する管路材や、接続部の地上機器などの材料費が高価となっているため、施工費用が、全国平均で道路1キロメートル当たり約3億5000万円と高額な費用を要することから、全国的に見ても無電柱化の整備延長が伸びていない状況にあります。

こうした無電柱化に要する整備費用は、道路管理者だけではなく、電線管理者の負担も大きいことから、コスト削減が大きな課題となっているところでございます。

○山崎泉委員 今後、進める上では、国などの道路管理者、電線管理者、地方公共団体などの関係者から成る協議会において、実施箇所の選定や集計が行われると承知しているわけですが、答弁にあったとおり、1キロメートル当たり3億5000万円ということですから、かなり高額な負担が生じることを考えれば、国が進めている割には、現実なかなか厳しいなという感じがするわけです。

この具体的な選定の考え方についてはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○谷山都市環境課長 実施箇所の選定についてでございますが、道内においては、地域からの要望を踏まえ、道路管理者である国、道、札幌市、電線管理者である電力事業者や通信事業者などで構成される北海道無電柱化推進協議会におきまして、実施箇所を取りまとめ、無電柱化の取り組みを進めているところでございます。

この協議会において、防災面では、緊急輸送道路や避難路の指定状況、景観面では、観光地としてのにぎわいのほか、地元自治体が進めるまちづくりとの整合性や、商業地域などにおける電力通信需要等を考慮し、無電柱化の実施箇所を選定しているところでございます。

○山崎泉委員 無電柱化は、観光面や景観面ももちろんでありますけれども、災害対応とか、さまざまな点から有効なものであり、国でも施策が進められているわけです。

それで、施行された法律によれば、国では、無電柱化推進計画を平成29年内に策定するようですけれども、策定されただけでは、現実論としては進んでいかないという状況の中で、これを進めるためには、自治体や事業者なども含めて意見を聴取するとともに、国に対しても、計画に関してきちっと意見を申し上げながら進めていかなければならないことが多々あるのかなと思って

おります。

確実に事業を推進するためにも、ただ計画を立てるだけじゃなくて、どう推進していくかということを現実論として考えていかなくちゃいけないと思いますけれども、本道における今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○松山文史委員長 建設部長渡邊直樹君。

○渡邊建設部長 今後の取り組みについてでございますが、国では、課題であるコスト縮減に向けた取り組みを促進するため、管路を浅く埋設する浅層埋設や、小型ボックス活用埋設など、低コスト手法の検討を行っているほか、昨年12月に施行された、無電柱化の推進に関する法律に基づき、目標や期間などを定める無電柱化推進計画の策定作業を進めているところでございます。

道といたしましては、国のコスト縮減の取り組みを注視しながら、凍結、凍上といった、積雪寒冷地である本道の特有の課題を踏まえ、低コスト手法の導入に向けた検討を進めるとともに、今後策定される国の推進計画に留意しつつ、無電柱化推進協議会や地元自治体と連携して、無電柱化の推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○山崎泉委員 次に、災害対策についてお伺いしたいと思います。午前中にも幾つか質疑があったので、なるべくダブらないようにお伺いをしたいなと思っています。

先ほどの答弁によりますと、復旧がなかなか進行していない部分もあるということと、私の出身地である十勝における状況は、全体の約5割ということです。

それで、私自身も、先般、建設常任委員会の皆さんとともに、十勝に視察に行かせていただきました。そのときはまだ台風18号が来ていなかったのですが、建設部も一生懸命頑張っているという現実の中で、早期復旧を願うという意味では、ともに気持ちは同じであります。

台風については、北海道にももちろん上陸しているわけですが、これまで台風による被害が比較的少なかった中で、去年、ことし—— ことしは去年ほどでないにしても、台風の上陸による被害があったことを考えれば、災害対策として、台風というものにもっともっと重きを置いて計画していかなければならないのではないかなと感じさせていただきました。

同時に、河川によっては、今までやってきた、災害対策だけではなくて、基盤整備とか、生活インフラの重要性を踏まえて整備してきたものが、流木だとかの災害に対する一つのクッションというか、防波堤になったということもお伺いしたわけです。

そういったことを生かしていかなければならないと思うわけですが、まずは、昨年起こった災害に対して、これまで整備してきた施設がどういった効果をもたらしたかということについてお伺いしたいと思います。

○松山文史委員長 砂防災害担当課長山廣孝之君。

○山廣砂防災害担当課長 施設の効果についてであります。道では、土砂災害が多かった新得町と清水町において、これまでに、砂防堰堤の22基、川底の侵食を防ぐ床固め工の41基、延長が約15キロメートルの護岸工などを整備してきたところでございます。

昨年8月の台風による出水によりまして、河川の上流域では、大量の土砂が発生、流出しまし

たが、出水後の現地調査の結果では、砂防堰堤の13基により、約80万立方メートルの土砂の流出を抑制したことが確認されたところでありまして、砂防施設としての効果を発揮し、下流域の被害を軽減できたものと考えております。

○山崎泉委員 橋の点検についても、国の施策を含めて、もちろん、常に行っていたわけですし、いろんな意味で、堤防の点検や改修もしていたわけですがけれども、今回視察に行った中でも、橋が落ちているところが多々ありました。それは、例えば橋の強度というよりは、流木が当たったためのようです。

また、河川の氾濫で、流木が堤防を乗り越えて、民間施設とか、さまざまところに影響を及ぼしたというのも事実です。

もちろん、農地も同じです。農地については、復興に向けて進んでいる部分もありますけれども、中には、民間の方で、流木被害に遭って、流木の撤去をするのにも、補助だとか、対策するお金がなくて、ただただ泣いて自費で処理しなくちゃいけないという方々が実は十勝にもたくさんいたわけですね。

そういったことに鑑みると、流木や土砂も含めた対策とか、いろんな意味で、河道を広げたり整備することも必要ですがけれども、根本である上流のほうで有効な災害対策をするほうが、金銭面からいっても得だということもあるかもしれないわけですから、いろんな観点から検証をしていく必要があると私は思います。

昨年の災害に対して、これまでの対策はどんな効果があったか、今後、どうすればいいかということを検証する必要があると思いますけれども、その点についてはどのように考えて対応していくのか、お伺いしたいと思います。

○松山丈史委員長 土木局長清水文彦君。

○清水土木局長 今後の対応などについてであります。土砂災害や流木被害が大きかった十勝管内の河川におきましては、昨年の災害を受け、本年7月に、学識者や専門家などで構成する十勝川流域砂防技術検討会を北海道開発局と共同で設置し、土砂、流木の流出や堆積の状況などの検証を行い、今後の施設整備に向けて検討しているところでございます。

○山崎泉委員 今回、災害があったときも、地元の業者、建設業の方々が、自分たちが工事をしたところがきちっとなっているかということに心配して、役所に言われたからではなくて、自主的に見に行ったり、点検したり、作業したりということが現実にはたくさんあったわけですね。

そういうことで、広い意味で、工事をした業者が地元の身近にあるということが、災害などがあつたときには有効で、一つの利点でもあるなど感じさせていただきました。

それで、今、工事の進捗度合いがおくれている一つの理由として、先ほども答弁があつたように、建設業における人材不足ということが言われているわけですね。こういったことに関しても、やはり、行政として、支援、応援をしていかなければならないと考えるわけですがけれども、どのような考えを持っているのか、お伺いしたいと思います。

○松山丈史委員長 建設業担当課長京田隆一君。

○京田建設業担当課長 人材の確保育成などの取り組みについてでございますが、道では、現在、策定を進めている仮称・北海道建設産業支援プラン2018におきまして、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持続的発展を基本方針として掲げ、技術をつなぐ担い手の確保育成の強化や、将来に続く経営力の強化など、四つの目標を設定しているところでございます。

今後、こうした目標の達成に向け、担い手の確保育成の強化としまして、週休2日の導入といった就業環境の改善や、建設産業のイメージアップを図るための魅力のPRなどに努めるとともに、経営力の強化としまして、早期発注や施工時期の平準化といった生産性の向上や、技術講習会の開催といった技術力の向上などにも取り組むこととしているところでございます。

○山崎泉委員 しかしながら、実は、懸念する声もあります。つまり、そういった施策を進める道が、社会人枠で技術職としてとると、道内の建設会社の人員を圧迫するのじゃないかと心配する声も聞かれるわけです。

要は、道が社会人枠でとるとということは、建設業でももちろん同じことですが、新卒者と違って、ちょうどいい資格を持っているとか、いろんな意味でキャリアを積んだ人たちを、そういった施策を推進する行政側がとることになって、人材不足を加速させるのじゃないかという懸念の声もあるわけですがけれども、そういった部分についてはどういう考えを持っているのか、お伺いしたいと思います。

○松山丈史委員長 総務課長田中勝君。

○田中総務課長 社会人を対象とした道の採用についてでございますが、近年、本道の建設業におきましては、若年者の入職が大きく減少し、土木技術者が不足している一方、道におきましても、平成17年度以降、職員数適正化計画などにより、新規採用者数が抑制された結果、特に、人材育成や技術力の伝承を担う中堅層の職員が不足し、通常業務のみならず、災害時の対応などにも支障を来しかねない状況にあり、土木技術者の確保は、官民を通じた課題と認識しているところでございます。

このため、道では、平成26年度から、土木技術職員について、社会人を対象とした採用試験を実施し、不足の解消に取り組んでいるところでありまして、採用実績につきましては、この3年間で、15名の採用者のうち、道内の企業からの転職者が10名となっているところでございます。

ことしから、職員の採用に当たりましては、建設業団体などと連携しながら、9月に首都圏等で開催されたU・Iターンフェアなどに参加し、道外からの人材確保に努めたほか、来月からは、本州の3会場で開催されます、北海道への移住を考えている方々に就職相談などを行う北海道暮らしフェアに出展するなど、道外からの社会人採用について積極的にPRしてまいる考えでございます。

○山崎泉委員 今答弁にあったとおり、15名中10名ということでもありますから、割合としては非常に多いわけですがけれども、私も思うのは、道内の企業からとるのではなくて、本州からのUターンといったものを活用しながら、道外から積極的に道内の役所に——道に限ったことじゃなくて、どの自治体も同じことですがけれども、そういうふう採用していくというのが一つ重要な

ことかなと。

それに備えて、今、採用の仕方だとか、さまざまなPRをしているということでもあります。としから始めたことでもありますので、その実績はこれから出てくるわけですが、今後、そういった部分を検証しながら、やっていっていただきたいなと思っております。

それで、私たちが視察に行った後でありますけれども、台風18号が来て、午前中にも答弁があったとおり、箇所によっては工事のおくれなど、いろいろあったということでありまして、もちろん、金銭面とか工事の進捗ぐあいも含めて影響があるわけです。

ことしの台風18号による本道の被害総額と、去年の台風による被害のあった十勝地方における現段階での再度被害の状況とその対応について、それぞれお伺いしたいと思います。

○山廣砂防災害担当課長 台風18号による被害についてであります。被害は、胆振地域や十勝地域を中心に発生しており、現在、被害箇所の調査を行っているところでありますが、これまでのところ、河川で83カ所、道路で4カ所、橋梁で2カ所、海岸などで3カ所の計92カ所で、被害額を精査中の海岸を除き、約41億円の被害が確認されたところです。

また、去年の大雨などにより発生した十勝管内の災害で被害があった371カ所のうち、芽室町の美生川や清水町の小林川など、河川で6カ所のほか、清水町のペケレベツ川の砂防、芽室町の道道清水大樹線、浦幌町の留真橋の計9カ所において、再度被害を受けたところであります。

このうち、農地の浸水被害が発生した美生川では、より強固な応急対策を実施するとともに、工事の発注時期を早めるなど、早急に対応することとしたところです。

また、美生川を除く河川、道路、橋梁など、計6カ所においては、被害が軽微だったことから、現在実施中の工事の変更等で対応を予定しているところでございます。

○山崎泉委員 災害対策として、予算についても、国に対してできるだけきちっと要望しながら、早期に実施できるよう確保していただきたいなと思っております。

今後の災害対策について、早期復旧と同時に、災害に強い施設という意味で、どのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○渡邊建設部長 今後の災害対策についてでございますが、道では、これまでも、入札参加要件の緩和などのほか、国や関係団体とも連携し、必要な資機材が確保できるよう、調整を図ってきたところでございまして、十勝地域においても、今年度に必要となるコンクリートブロックのおおむね9割を確保できる見込みとなったところでございます。

これからも、こうした取り組みを進めるとともに、9月以降の入札に当たっては、資機材の調達状況に応じて弾力的な工期の設定を行うなど、早期の復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、今般、台風18号による被害もあつたところでございまして、道といたしましては、災害に強い河川への改修に向け、今後とも、現在行っている整備を着実に推進しつつ、繰り返し浸水被害が発生している区間の先行整備や、必要に応じ、規模、区間などの整備計画の見直しを行うとともに、砂防施設による対応など、効率的、効果的な治水対策を進め、安全で安心な地域づく

りに取り組んでまいる考えでございます。

○山崎泉委員 部長から答弁いただいたとおりでございますので、ぜひ、ともにやっていかなければならないと思うわけでありまして、広く今後の災害対策という意味では、知事の見解もお伺いしたいと思っております。委員長において取り計らいのほど、よろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

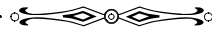
○松山文史委員長 山崎委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、建設部及び収用委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩



午後1時31分開議

○松山文史委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 水産林務部所管審査

○松山文史委員長 これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

内田尊之君。

○内田尊之委員 それでは、水産林務部所管事項について質問をさせていただきます。

最初に、日本海漁業の振興についてお伺いをいたします。

本道の漁業生産は、資源の減少や、近年の海洋環境の変化、台風等の自然災害などにより、生産量が著しく減少し、漁業や水産加工業など関連産業への影響が懸念をされております。

特に、日本海地域については、ホッケ、スケソウダラなどの回遊魚の来遊減少による水揚げの減少などにより、厳しい漁業経営を強いられているところでありますが、今定例会の我が会派の代表質問で、知事から、ウニ養殖やイワガキ養殖などで一定の成果が得られたとの答弁がありました。

については、日本海地域における回遊魚の資源状況や、道が進めてきた養殖の取り組みの状況などについて、さらに掘り下げて伺ってまいります。

初めに、日本海地域で生産減少が見られているスケソウダラやホッケなどに関して、日本海地域におけるこれら魚種の資源状況と漁獲の状況についてお伺いをいたします。

○松山文史委員長 漁業管理課長矢本諭君。

○矢本漁業管理課長 スケトウダラ等の資源状況などについてであります。これら回遊性資源は、漁業による漁獲のほか、海水温や海流、餌となるプランクトンなどの環境要因で、資源量が大きく変動するとされており、国の資源評価によると、日本海海域の主要魚種であるスケトウダ

ラ、ホッケ、スルメイカの資源状況は、いずれも低位のまま推移しております。

また、過去20年間の漁獲状況を見ると、スケトウダラは、平成9年の6万8000トンピークに、ほぼ一貫して減少し、平成28年の速報値では6000トンと大きく減少しており、ホッケについても、平成10年の20万6000トンピークに、平成20年まで、増減しながら、13万トン程度で推移し、その後、急激に減少して、平成28年には1万6000トンとなっております。

さらに、スルメイカについては、平成11年の3万8000トンピークに、減少を続け、平成28年には7000トンとなっているところであります。

○内田尊之委員 道は、回遊魚種の資源回復を図るため、スケトウダラでは他種漁業への転換、ホッケでは漁獲量や漁獲圧の抑制などの取り組みを進めてきておりますが、これまで講じてきた資源回復の方策についてお伺いをいたします。

○矢本漁業管理課長 資源回復の取り組みについてであります。スケトウダラについては、TAC制度による漁獲可能量を資源状況に応じて削減したほか、沿岸漁業者と沖合底びき網漁業者が締結した資源管理協定に基づく、未成魚の保護を目的とした体長制限により、近年は稚魚の発生がよいものの、資源の回復には至っていないため、平成27年には、檜山管内において、国や道の事業を活用し、イカ釣り漁業などへの転換のほか、減船を行うなど、資源量に見合った操業体制づくりを進めてきたところであります。

また、ホッケについては、平成24年の秋から3年間、漁獲量や操業日数などの3割削減に取り組んできましたが、資源の回復が見られないため、これらの取り組みを平成30年の夏まで延長したことに加え、ことしは、稚魚の発生がここ数年の中でも多く見られてはいるものの、資源状況が低位のまま推移していることから、未成魚の漁獲を抑制する新たな取り組みについて、関係漁業者や試験研究機関と連携し、鋭意検討を進めているところであります。

○内田尊之委員 次に、養殖業の試験的な取り組みについてお伺いをいたします。

回遊魚の減少により、生産が減少していることから、道では、日本海漁業振興基本方針に基づき、後志、檜山地区をモデルに、平成27年から各種の取り組みを進めてきておりますが、両地域における養殖業の具体的な取り組み事例と成果についてお伺いをいたします。

○松山丈史委員長 水産支援担当課長飯田哲也君。

○飯田水産支援担当課長 養殖業の取り組みについてであります。道では、厳しい経営環境にある日本海地域の中で、特に、栽培漁業の生産割合が低い後志、檜山地区をモデルに、漁港などを活用したウニや、沖合でのホタテのほか、イワガキなど、11魚種の養殖を進めてきました。

ウニについては、積丹町などで春先の早出し出荷が行われているほか、神恵内村において、年末年始の需要期に、ニセコ地区に滞在する外国人観光客向けに高価格で販売されております。

また、ホタテについては、泊村やせたな町などにおいて、活貝の韓国向け輸出に取り組み、計画を上回る販売実績を上げたところであります。

さらに、イワガキについては、奥尻町において、4年で出荷サイズまで生育し、イベント販売で好評を得たほか、アサリやムール貝の試験養殖では、短期間でも成長がよく、西洋料理のシェ

フに、食味で一定の評価をいただくなど、今後の事業化が期待されているところであります。

○内田尊之委員 ただいま、さまざまな取り組み事例について御答弁いただきましたけれども、一定の成果が出ている養殖業については、今後、規模を拡大していく必要があると考えますが、規模拡大に当たって、どのような課題があるのか、お伺いいたします。

○飯田水産支援担当課長 養殖業の拡大に当たっての課題についてであります。身入りの悪いウニをかごで育成する養殖は、漁港などの静穏域の確保が必要となるほか、日本海南部地域では、餌となる海藻が少ないため、規模拡大に向けては、餌料用昆布の養殖など、餌の確保が必要となっております。

また、ホタテ養殖の規模の拡大に当たっては、漁場を利用している刺し網漁業やタコ漁業などの漁業者との漁場調整が必要となっております。

さらに、イワガキやアサリなどの二枚貝の養殖については、育成する稚貝の確保に向けた種苗生産技術の確立が必要となっております。

○内田尊之委員 続いて、新たな製品の開発についてでありますけれども、日本海では、ナマコが貴重な漁業資源となっており、道内からの輸出額でも、ホタテに次いで第2位となっております。

急速な資源増大が見込めない中で、私の地元・檜山地区では、ナマコの新製品の開発を進め、付加価値の向上に取り組んでいると聞いておりますが、これまで、どのような取り組みを行い、どのような成果が上がってきているのか、お伺いいたします。

○飯田水産支援担当課長 ナマコの付加価値向上対策についてであります。北海道産、特に日本海の干しナマコは、いぼの数や形状などが、輸出先である中国で高級食材として珍重され、他の産地と比べて高値で取引されるなど、地域の大変重要な魚種となっておりますが、干しナマコの製造は、技術と時間を要することから、漁業者みずからが取り組む事例が少ない状況にあります。

このため、ひやま漁協は、漁業者みずからが付加価値を高める取り組みとして、乙部地区で、水産技術普及指導所の技術指導のもとでの干しナマコの製造に、江差地区で、地元企業の加工設備を利用し、新たなフリーズドライ加工に取り組んでおり、いずれの製品も、著名な中華料理のシェフから、品質や食味などで高い評価を受けており、干しナマコについては、乾燥施設を導入し、事業化に向けて取り組んでおります。

○内田尊之委員 檜山地区のナマコのように、付加価値向上の取り組みを一層進めていく必要があると考えておりますが、今後の付加価値向上対策の拡大に向けて、どのような要望が出ているのか、お伺いいたします。

○飯田水産支援担当課長 付加価値向上に向けた地域からの要望についてであります。高値が期待される時期でのウニの出荷の拡大や、干しナマコの販路の確保のほか、5月から7月に集中して漁獲され、魚価が下がるヒラメを、刺身商材として周年の流通が可能となるよう、高鮮度の冷凍技術の開発などの要望が上がっております。

また、近年、ブリの漁獲が増加し、安値で取引されていることから、品質向上に向けた活締め技術の普及や販路の拡大のほか、エゾアワビと韓国産の養殖アワビとの差別化を図るためのブランド化など、所得向上につながる対策への要望が寄せられているところであります。

○内田尊之委員 道では、今年度末で終了する現行の基本方針の見直しを明らかにしておりますが、新たな方針では、どのような取り組みを重点的に推進し、日本海漁業の再生を図っていく考えなのか、ここは、檜山地域に精通し、日本海漁業の実情を十分理解されている幡宮部長の決意とあわせてお聞きしたいと思っております。

○松山丈史委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 日本海漁業の再生に向けた取り組みについてでございますが、日本海地域は、スケトウダラやホッケ、イカなどの漁船漁業が漁村地域を支えてまいりましたが、近年、これらの資源状況が急速に悪化をしており、生産量がここ10年で5割以上減少するなど、厳しい状況にあることから、私としては、これまで進めてきた養殖業などの取り組みを拡大し、新たな生産体制づくりを急ぐ必要があると考えております。

このため、基本方針の見直しにおいては、地域のニーズも踏まえ、海域特性に合った漁場の有効利用を一層促進し、多くの漁業者の参画のもと、養殖業の規模拡大を進め、漁船漁業との組み合わせによる所得向上と経営の安定化を最重点に取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

さらに、漁業者みずからが取り組むアワビのブランド化やナマコの加工、ブリ、ヒラメの高鮮度流通による付加価値向上対策を強化するとともに、将来を見据えた新たな養殖技術の開発を進めるなど、実効性のある各種の施策を加速し、今後とも、日本海漁業の再生に全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 それでは、続きまして、トド等による漁業被害への対策について伺います。

日本海地域においては、ホッケ、スケソウダラ、スルメイカなどの回遊魚の来遊減少による水揚げの減少に加え、宗谷、後志、石狩管内などを中心に、トドなどの海獣類による甚大な漁業被害が発生しており、漁網の破損などの直接被害と、漁獲物の食害などの間接被害を合わせた被害額は、直近の平成28年度では21億4000万円に達しており、被害額が20億円を超える年が続く中、厳しい漁業経営を強いられております。

また、被害額にはあられませんが、漁業者は、被害を少しでも減らそうと、自主休漁や、網を仕掛ける時間を短くするなどの操業制限を行っており、これらの操業制限がなければ本来得られたであろう水揚げを遺失利益として被害額に含めると、被害額はさらに膨らむとのことであります。

こうした中、宗谷から松前までの日本海側の漁協で構成している北海道日本海沿岸漁業振興会議が、7月に、トドなどの海獣類による漁業被害の窮状を訴え、必要な対策を求める緊急集会を開いたとのことでありますが、これらのことを踏まえて、道の被害防止対策の取り組みなどについて、何点か伺ってまいります。

道は、漁業被害防止対策として、海獣類の駆除を進めており、トドの駆除については、平成26年度から、捕獲枠——正式には採捕枠と言うようではありますが、これが拡大されているとのことでもありますけれども、どのような採捕実績になっているのか。また、採捕実績をふやすため、漁業者ハンターの育成を進めると聞いておりますが、その実績についてもあわせて伺います。

○松山文史委員長 水産振興課長佐藤伸治君。

○佐藤水産振興課長 トドの採捕実績などについてであります。現在、トドの採捕は、絶滅の危険がない範囲で、漁業被害を最小化することを目標として、平成26年度に国が策定したトド管理基本方針に基づいて行っており、26年度の道内の採捕枠は、前年度の253頭からほぼ倍増の516頭となったものの、採捕数は415頭にとどまったところです。

その後、平成27年度の採捕数は、前年度の取り残しを勘案した591頭の枠に対して、520頭と増加し、28年度は、同様に、587頭の枠に対して、540頭となっております。

また、道では、トドの駆除を推進するため、海上作業になれた漁業者ハンターを計画的に育成することとし、漁業者が猟銃の資格を取得する経費などに対して支援しており、平成28年度までの5カ年で、30名が資格を取得しているところであります。

以上です。

○内田尊之委員 次に、緊急集会についてであります。緊急と冠がつくぐらいですから、該当地域での被害の深刻さがうかがわれるところであります。

会議では、どのような意見や要望が出されていたのか、お伺いいたします。

○佐藤水産振興課長 緊急集会における意見についてであります。北海道日本海沿岸トド等海獣類漁業被害対策緊急集会は、日本海地域において、トド等の海獣による甚大な被害が続く中で、関係地域の漁業関係者により開催されたものであり、この集会には、地元市町村のほか、道内選出の国会議員、道議会議員や水産庁、道などが出席したところであります。

会議では、被害に苦しむ漁協や漁業者などから、トド等の海獣による被害は依然として多く、漁業者は休漁などを余儀なくされ、経営に深刻な影響を及ぼしていること、刺し網などの漁具の被害のほか、捕食による漁獲の減少、さらには、漁業資源への悪影響が懸念されることや、被害に対する補償などの支援を国に求めるべきであるといった切実な声が寄せられたところです。

また、被害軽減のため、ハンター育成への支援や、駆除を初めとする被害軽減対策を拡充すること、また、国が実施した、水中音響装置による追い払い試験の効果が期待されるので、調査を継続、拡充してほしいなどといった意見が出されたところであります。

○内田尊之委員 次に、ただいま答弁にもありました水中音響装置の活用についてお伺いをいたします。

被害が深刻な地域の漁協からは、水中での音響装置を活用し、これによる追い払い効果を期待する声も出てきたと聞いております。

その音響装置とは、どのようなもので、どのような効果があるものなのか、お伺いをいたします。

○佐藤水産振興課長 水中音響装置による追い払いについてであります。この装置は、水中に大音響を発生させるスピーカーを漁船に設置し、漁場の周辺からトドを追い払うもので、国の研究機関が、平成28年12月から本年2月にかけて、礼文島において、漁業者の協力のもと、マダラ刺し網漁船に装置を取りつけ、試験を実施したところであります。

その結果、通常、トドが確認される漁場では、網に、頭や内臓などが食べられた魚が多く見られるが、網を揚げる際に音を鳴らしたところ、食害を受けた魚は少なく、漁業者からは、被害が減った印象を持っているが、効果が明確になるまでは継続してほしいとの報告を受けているところです。

研究機関では、追い払い効果の持続性などを確認するには、今後、対象漁業や調査地域を拡大するなど、さらに試験を重ねる必要があるとしており、道としては、引き続き、国の試験事業に協力し、被害軽減に有効な手法が確立されるよう努めてまいる考えであります。

○内田尊之委員 日本海地域では、漁業生産が減少する中で、さらに、トド等の海獣類による漁業被害が甚大であり、緊急集会においても、当然、さらなる被害防止対策を求める声が出ていたものと思っております。

厳しい状況に置かれている日本海地域の漁業振興を図る上でも、トドなどの海獣類による被害防止対策は重要であると考えますが、今後、道としてどのように対応していく考えなのか、部長に伺います。

○幡宮水産林務部長 今後の対応についてであります。トド等の海獣による漁業被害は、依然として、全道で被害額が20億円を超える高い水準にあり、特に、主要魚種であるスケトウダラやイカなどの資源の減少により漁業生産が低迷する日本海地域において、駆除や追い払いなどの対策を一層推進し、被害を軽減していくことが重要と考えております。

このため、道としては、緊急集会における意見を踏まえ、国に対して、強化刺し網や水中音響装置の早期実用化など、被害防止対策の充実強化や、被害補償など新たな支援制度の創設を働きかけるとともに、漁業団体、市町村と一体となった漁業者ハンターの計画的な育成や、離島と本土側との連携による効果的な駆除を進め、厳しい経営環境にある日本海地域の漁業者が安心して漁業を営めるよう、取り組んでまいる考えでございます。

○内田尊之委員 続いて、台風による被害についてお伺いをいたします。

今回の台風18号により、本道の1次産業を初めとして、各地で被害が発生し、被害の詳しい状況はまだ十分にわかっていない状況であります。昨年に続く2年連続の台風で大きな被害を受けた方々から、緊急の対応や一刻も早い復旧対策を求める声が出てきております。

今定例会の我が会派の同僚議員の質問に対し、知事からは、漁港や、ホタテ、サケなどの漁業施設などに被害が発生しており、引き続き、被害状況の把握に努めるとともに、安心して経営を継続できるよう適切に対応する旨の答弁があり、早急な対応が求められておりますので、水産業、林業における現在の被害状況や道の対応について、以下伺ってまいります。

最初に、現在、調査が進められている被害状況についてですが、水産業、林業では、どのよう

な被害が発生したのか、現段階における被害の概要について伺います。

○松山丈史委員長 総務課長黒澤政之君。

○黒澤総務課長 被害の概要についてであります。9月27日の時点で把握している内容としまして、まず、水産業では、全道の10振興局管内の34の市町におきまして、波浪による、漁港やサケ定置網、ホタテ養殖施設の破損のほか、強風による荷さばき所など共同利用施設等の破損、さらには、河川の増水によるサケ捕獲施設の破損や、漁港内及び海岸への流木の漂着などが発生しております。

また、林業では、全道の12振興局管内の27の市町におきまして、大雨による森林の崩壊や路網の損壊、強風による倒木や木材加工施設などの破損といった被害が発生しております。

なお、被害状況の取りまとめに当たりましては、台風通過後も、海ではしけが続いたほか、河川の増水や土砂崩壊の危険があったことなどから、調査、集計に時間を要しておりますが、引き続き、市町村などとも連携し、被害規模や被害額の早急な把握に努めてまいります。

○内田尊之委員 次に、アキサケ定置網の被害状況と対応についてであります。水産分野の被害では、盛漁期を迎えているアキサケの定置網に被害が出てきているとのことですが、具体的な被害の状況を伺うとともに、道としてどのように対応していくのか、あわせて伺います。

○松山丈史委員長 水産経営課長斉藤譲二君。

○斉藤水産経営課長 アキサケ定置網の被害状況などについてであります。このたびの台風18号による定置網の被害は、これまでに、渡島管内で54件、根室管内で19件など、全道で127件に及んでおり、現在、被害の詳細については調査中ですが、44件が、応急的な補修などを行い、操業を再開しているのに対しまして、根室管内におきましては、4件が、網の大部分を流失したことなどにより、今漁期中の再開を断念する状況となっております。

大規模な被害を受けた漁業者におきましては、定置網の復旧などに相当な資金を要すると見込まれますことから、道といたしましては、北海道信漁連等の関係金融機関と連携して、制度資金の融資を行い、定置網の早期復旧と漁業経営の安定に努めてまいります。

以上でございます。

○内田尊之委員 続きまして、ホタテ養殖施設の被害状況と対応についてであります。渡島管内、特に、森町、八雲町などでは、ホタテ養殖施設に被害が出ており、地域によっては、東日本大震災並みの被害の可能性があるとの声も聞かれております。被害の状況と今後の対応についてお伺いいたします。

○斉藤水産経営課長 ホタテ養殖施設の被害状況などについてであります。今回の台風では、渡島管内を中心とする養殖施設で、海中に設置したロープや浮き玉が切れたり絡み合うなどの施設被害に加えまして、養殖中のホタテが流失するなどの被害が生じております。

噴火湾地域におきましては、昨年も、台風等による激甚災害や貝のへい死により、漁業経営に大きな影響を受けているところであり、道といたしましては、引き続き、詳細な被害状況の把握に努めるとともに、関係金融機関と連携して、制度資金を活用し、ホタテ養殖施設の早期復旧と

漁業経営の安定を図ってまいる考えであります。

以上でございます。

○内田尊之委員 昨年の台風では、全道で13万立方メートルを超える流木が発生し、そのうち、10万立方メートルが十勝管内の海岸などに漂着し、サケ定置網漁業やシシャモ漁業の操業、漁船の航行に大きな影響があったとのことでもあります。

今回の台風でも、漁港内や海岸に流木が漂着しているとのことであり、操業や航行に影響がないよう、速やかな対応が求められるところではありますが、流木の発生状況と今後の対応についてお伺いをいたします。

○松山文史委員長 企画調整担当課長遠藤俊充君。

○遠藤企画調整担当課長 流木の発生状況と対応についてではありますが、今月18日の台風18号による大雨で、現状において、十勝管内を中心に、約3万立方メートルの流木が発生したことが確認されており、漁港内や海外へ漂着しているところです。

流木の発生箇所や数量等の詳細については現在調査中ですが、盛漁期を迎えているサケ定置網漁業や、これから漁期を迎えるシシャモ漁業等への影響を最小限に抑えるため、道では、打ち上げられた流木が再び海に流出することがないように、地元市町村や漁業者等と連携し、陸地への集積を行っております。

また、十勝管内の河川流域をモデルに、関係機関が連携し、流木の発生抑制と利用促進などの対策を検討しているところであり、道といたしましては、この取り組みを一層推進するとともに、他の地域においても、流木の有効活用の取り組みを進めるなど、被害の軽減に向けた対策に取り組んでまいる考えでございます。

以上です。

○内田尊之委員 次に、林業の被害状況と対応についてではありますが、林業では、被害が奥深い地域に及ぶため、被害状況の把握には相当の時間を要するとのことではありますが、現在把握している被害の状況と、今後の対応についてお伺いいたします。

○松山文史委員長 治山課長千葉和夫君。

○千葉治山課長 林業の被害状況についてではありますが、道では、このたびの台風により、これまでに、渡島、檜山、釧路など12振興局管内で、森林の崩壊が8カ所、路網の損壊が49カ所、強風による倒木が29ヘクタール、さらには、木材加工施設等の破損が13件の被害を確認しており、国道に土砂が流出するなど、緊急な対応が必要な箇所について、土砂の除去や大型土のうの設置などの対策を実施し、住民生活等にも支障を来さないよう、2次災害の防止を図ったところです。

道といたしましては、今後、被害の発生状況の詳細な把握に努めながら、被災規模などに応じて、国に災害復旧事業の適用を申請し、年度内の工事着手を検討するとともに、公共事業を活用した復旧計画の作成など、早急に対策を実施してまいる考えでございます。

○内田尊之委員 ただいま答弁をいただきましたが、水産業や林業では、現時点でも相当な被害

が確認されておりまして、今後、調査が進むにつれて、さらに被害の拡大が予想されるところであります。

道として、早期復旧や経営安定化に向けて、今後、どのように対応していく考えなのか、お伺いをいたします。

○幡宮水産林務部長 今後の対応についてであります。このたびの台風により、水産関係では、サケ定置網やホタテ養殖施設の破損に加え、大量の流木の発生による操業への影響等が懸念されており、林業関係では、森林の崩壊や路網の損壊、風倒木などの被害が明らかになりつつあり、計画的な森林づくりや土砂の流出による住民生活への影響が懸念されているところでございます。

このため、道といたしましては、市町村や関係団体とも連携し、被害状況を早急に把握するとともに、予算の確保に努めながら、被災施設の早期復旧や、流木の除去及び発生抑制対策、漁業共済や森林保険への加入の促進、必要な資金の円滑な融通など、漁業者や林業関係者の方々が安心して経営を続けることができ、また、住民の方々の安全な暮らしが確保できるよう、必要な対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 台風被害への今後の対応や道としての考え方について、知事に直接伺ってまいりたいと思いますので、委員長においてお取り計らいのほど、よろしく願い申し上げます。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○松山丈史委員長 内田委員の質疑並びに質問は総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

沖田清志君。

○沖田清志委員 それでは、私から、通告にございますように、木質バイオマスの利用についてお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

本道では、カラマツなどの人工林を主体とした森林資源が利用期を迎え、道産木材の自給率は、全国平均を大きく上回る6割に達していると承知しております。

本道の林業・木材産業への期待が高まっており、まさに追い風が吹いていると言えるわけでありませうけれども、一方では、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進んでおりまして、新設住宅の着工戸数や紙需要の減少などにより、木材需要の大幅な増加を見込むことが厳しい中で、今後は、住宅や公共施設などにおいて、輸入材にかえて、道産木材のウエートを高めていく取り組みはもちろんのこと、木質バイオマスなどの新たな需要を軌道に乗せることが必要と考えているところでございます。

特に、木質バイオマスについては、平成24年の、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度、いわゆるFIT制度の創設により、道内でも大規模な発電施設の稼働が相次ぐなど、注目を集めております。

木質バイオマスをエネルギーとして利用する取り組みは、森林整備や森林資源の循環利用の推

進はもとより、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの導入を加速する上で重要であり、地域資源の活用による雇用創出など、地域創生にも寄与するものであると認識をしているところでございます。

しかしながら、大規模な木質バイオマス発電施設の稼働には、燃料となる大量の木質バイオマスを、長期間、安定的に確保しなければならず、地域での既存の木材利用に影響を及ぼさないように配慮しながら、原料の確保など、安定的な供給に向けた取り組みをしっかりと行うことが必要と考えております。

そこで、以下伺ってまいります。私の地元の苫小牧市では、江別市や紋別市に次いで道内で3施設目となる大規模な木質バイオマス発電施設が、ことしの4月より営業運転を始め、地域経済の活性化に寄与するものと期待をされているところでございます。

まず、この木質バイオマス発電施設の概要について伺いをいたします。

○松山文史委員長 林業木材課長岡嶋秀典君。

○岡嶋林業木材課長 苫小牧市の木質バイオマス発電施設についてであります。この施設では、道内で初めて、未利用の間伐材などの木質バイオマスを原料の全てに使用し、大規模な発電事業を開始しており、木質バイオマスの消費量は、年間で約7万立方メートルを予定しているほか、発電の最大出力は5900キロワットで、年間の発電量は、一般家庭の約1万世帯分の年間消費電力に相当する規模を有しております。

この施設の運営には、地元の木材関連企業やエネルギー事業者などが参画し、原料の集荷、発電事業などに連携して取り組んでおります。

以上でございます。

○沖田清志委員 苫小牧市の発電施設は、木材のみを原料とする道内で初めての施設という御答弁をいただきましたけれども、言いかえれば、それ以前の二つの施設の原料は、木材が100%ではないということです。これは燃焼効率の問題もあるのでしょうかけれども、石炭などを混合して燃料としているということで、果たして、こういった施設が再生可能エネルギー利用施設なのかなと疑問を感じています。

ただ、それはここの所管事項ではないと思いますので、これ以上深くお聞きするつもりはありません。また別な機会に取り上げさせていただきたいと思います。

それで、今後、このような施設を長期にわたって稼働させていくためには、何よりも、原料となる木材を安定的に供給することが重要であると考えているわけでありませう。

道では、原料の安定供給に向けてどのように取り組んでいるのか、伺いをいたします。

○岡嶋林業木材課長 原料の安定供給についてであります。本道では、公共施設でのボイラーの導入など、木質バイオマスのエネルギー利用が進む中、苫小牧市などにおける大規模発電施設の稼働に伴い、木質バイオマスの需要が今後も増加する見込みであります。

このため、道では、林業事業者や木材関連企業などで構成する地域協議会を活用し、発電事業者が森林組合等と締結した協定に基づき、計画的な原料供給に向けた指導助言を行うとともに、

原料を広範囲から効率的に集荷、運搬するため、関連企業などの協力を得て、鉄道貨物、トレーラーなど、多様な輸送手段を活用した実証試験や、出荷拠点の設置と活用に向けた検討を行うなど、木質バイオマスの安定供給に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上です。

○沖田清志委員 この原料の安定供給においては、必要量を確保することはもちろんのことでありまして、伐採後、搬出されずに森林内に残っている林地未利用材を活用していくことが特に重要というふうに考えるわけでありまして。

道では、こうした林地未利用材の活用に向け、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○岡嶋林業木材課長 林地未利用材の活用についてであります。大規模な発電施設の稼働などにより、需要の拡大が見込まれる木質バイオマスを、長期間、安定的に供給するためには、伐採後、森林内に残されている間伐材など林地未利用材の活用を進めることが必要であります。

このため、道では、国の交付金などを活用して、路網の整備、高性能林業機械の導入などに支援し、木材の効率的な搬出を促進するとともに、北海道森林管理局と連携し、林地未利用材の発生量や箇所などの情報をホームページなどで提供しているほか、伐採から植栽までの一連の作業による林地未利用材の集荷や搬出コストの削減に向けた検証などに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○沖田清志委員 北海道森林づくり基本計画では、平成48年度までに、道産木材の利用量を現在の1.5倍に当たる600万立方メートルにまでふやすとしておりまして、目標の達成に向けては、原料の確保や林地未利用材の活用などをより一層推進して、木質バイオマスの利用を着実に進めていくことが重要になると考えております。

今後、道では、木質バイオマスのエネルギー利用に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○松山文史委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 木質バイオマスの利用についてでございますが、本道では、トドマツなどの人工林資源が利用期を迎えており、木質バイオマスを安定的に供給し、地域の熱源や発電の原料として有効に活用することは、森林資源の循環利用の推進につながる重要な取り組みと認識をしております。

このため、道といたしましては、森林づくり基本計画に基づく道産木材の利用目標の達成に向けて、間伐などにより発生する林地未利用材の有効活用を図るため、発電施設など木質バイオマス利用施設に原料を安定的に供給するシステムの構築や、公共施設でのボイラーの導入などにより、地域の熱利用を促進するなど、木質バイオマスのエネルギー利用を進めていく考えでございます。

以上です。

○**沖田清志委員** 今、部長から、利用を進めていくという御答弁をいただきました。

ただ、再生可能エネルギーによる発電施設の中で、木質バイオマス発電の割合というのはまだまだ非常に小さいわけであります。

それが拡大しない理由としては、原料の安定供給体制ができていないからなのか、施設がないから、そういった体制がとれないのか、これは、どちらが先かという問題はあるわけですが、今後、関係する経済部などの部局との連携を深めて、木質バイオマスの普及拡大に努めていただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○**松山文史委員長** 沖田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

道見泰憲君。

○**道見泰憲委員** 私からは、2問、質問をさせていただきます。

まず、林業・木材産業の成長産業化についてでございます。

私たちの北海道は、土地面積の約7割が森林に覆われており、国内の森林面積の約4分の1を占めるなど、広大な森林を有しております。この森林資源を有効に活用し、林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域の活性にもつながるものと認識をしております。

先般改定された北海道森林づくり基本計画において、今後、道産木材の供給量をふやしていくこととされておりますが、森林が有する多面的機能を持続的に発揮させていくために、森林資源の循環利用を促進していくことが必要です。特に、植えるということの確保が重要と考えていて、そのためには、計画的な伐採、植栽の推進と、それを維持していくための体制づくりが必要と考えています。

そこで、以下伺います。

最初に、道内の森林資源の現状について伺います。

道内の森林はどのように区分されていて、区分ごとの面積等はどうなっているのか、お聞かせください。

○**松山文史委員長** 森林計画課長服部浩治君。

○**服部森林計画課長** 道内の森林資源の現状についてであります。平成28年4月現在、本道の森林面積は554万ヘクタールで、これを森林の種類ごとに区分すると、カラマツ、トドマツなどの人工林は149万ヘクタールで、全体の27%を占めており、自然力のもとで生育した天然林などは405万ヘクタールで、全体に占める割合は73%となっています。

また、森林の所有区分では、国有林が306万ヘクタール、民有林が248万ヘクタールで、全体に占める割合は、それぞれ、55%、45%となっております。

以上です。

○**道見泰憲委員** それでは次に、伐採が見込まれる森林についても伺っておきます。

今後、伐採が見込まれる人工林の面積と材積はどのようになっているのか、伺います。

○**服部森林計画課長** 伐採が見込まれる森林についてであります。森林法に基づいて市町村が

策定する森林整備計画では、樹種ごとの成長の特性や利用方法などを勘案し、伐採の目安となる樹木の年齢が示されております。

人工林については、カラマツは、留萌、宗谷地域では35年、それ以外の地域では30年とされているほか、トドマツは40年、エゾマツは60年、杉は50年などと定められています。

この考え方に基づいて試算すると、今後、伐採の対象となる人工林の面積は、総面積の149万ヘクタールの59%に当たる88万ヘクタール、材積は、総材積の2億6000万立方メートルの75%に当たる2億立方メートルと見込まれているところでございます。

以上です。

○道見泰憲委員 今の質問について、指摘を加えておきます。

ここでは人工林について伺ったところでありますけれども、面積比から考えても、天然林の活用も議論の範疇に加えるべきであります。細かな議論は後に持ち越すとして、次の質問に移りたいと思います。

造林の実績と今後の見込みについて伺います。

伐採が見込まれる森林においては、切ったら植えるという循環の確保なくしては、林業・木材産業の成長産業化は一過性のものになってしまうに違いありません。

そこで、これまでの民有林における造林事業の面積、年度ごとの決算額の推移と今後の見込みについて伺います。

○松山文史委員長 森林整備課長野村博明君。

○野村森林整備課長 民有林における造林事業についてであります。本道の民有林における年間の造林面積は、平成27年度までの過去10カ年では、約6500ヘクタールから6900ヘクタールの間で推移しており、造林面積の増減に伴い、事業の実施に必要な国費の執行額も20億円前後で推移しております。

道といたしましては、ことし3月に策定した森林づくり基本計画に基づき、伐採後の着実な造林を進めるとともに、木材の安定供給を図るため、計画の最終年度である平成48年度には、平成27年度の造林面積の約6800ヘクタールを大幅に上回る、年間で1万ヘクタール以上の造林を民有林において推進することが必要と考えており、今後とも、必要な国費予算の確保に努めながら、計画的に造林事業を推進してまいりたいと考えております。

○道見泰憲委員 これも指摘として加えておきますが、今教えていただいたところによりますと、道内の造林事業の予算額は40億円程度と推定することができます。国内の森林面積の4分の1を有する北海道において、成長産業化への推進力とするための財源としては少な過ぎるような気がします。

ただ造林の量をふやせばよいのではありませんが、未来の北海道の元気となり得るだけの熱量を生み出すことができる絶対量を確保していくことが必要であります。造林事業の拡大については、確実に政策に織り込んでいただきたいと考えておるところであります。

それでは、森林整備事業のバランスについても伺っておきます。

そのバランスは健全なものとなっているのでしょうか。伐採と植林の不均衡は、循環の継続を妨げます。しかも、森林整備事業は、期間が長く、息の長い事業であって、一時的な事業の縮小であっても、30年後、40年後の林業・木材産業の不安要素の起因となってしまうのであります。

数年前に実施できなかった分を、後に追加して造林したとしても、それは帳尻が合うものではありません。日々年々到来する伐採期に対しての事業のスピード感は、三、四十年サイクルで生産され続けていく、まさに成長産業の根幹でもあるのです。

先ほどの質問で、これまでの実績と今後の見込みについて答弁をいただいたところでありますけれども、これらのバランスが健全なものとなっているのか、見解を伺います。

○野村森林整備課長 森林整備事業のバランスについてであります。民有林におきまして、利用時期に達した人工林の平成27年度の伐採面積は7375ヘクタールとなっており、造林面積の6821ヘクタールを上回っている状況にあります。

この要因といたしましては、自然力のもとで樹木の生育が可能であり、伐採後の造林を行う必要がなかったことのほか、造林の実施に当たり森林所有者の負担が発生すること、森林整備に意欲のない森林所有者が存在すること、造林作業を担う労働者が不足していることなどにより、一部の森林において造林が実施されていないものと考えております。

○道見泰憲委員 これも指摘と捉えていただきたいのですが、ここで言うバランスとは、単に、植林と伐採のバランスだけをあらわしているのではなく、人工林、天然林、樹木種や就労人口等、言いかえると、生産力、加工力、商品力、販売競争力、そして消費力のバランスであり、それを健全化させていかなければならないと考えておるところであります。

次の質問です。担い手不足について伺います。

我が会派の代表質問でも、林業大学校など人材育成機関について、森林づくりを担う人材の育成確保が喫緊の課題であると質問し、知事は、地域ニーズの詳細な把握に努め、設立に向けたスケジュールを検討するとし、年内に設立に関する基本的な考え方を取りまとめると答弁されたところであります。

切ったら植えるという循環を確保していくためには、予算の確保も必要ですが、伐採や造林作業を担う人材を確保できなければ、必要な事業を計画的に実施するのは難しいと考えています。

これまでの林業労働者数の推移と、今後、新たに必要となる労働者数の見込みについて伺います。

○松山丈史委員長 林業振興担当課長大澤英二君。

○大澤林業振興担当課長 林業労働者数の推移などについてであります。道が2年に1度実施しています林業労働実態調査では、伐採、造林、苗木の生産などを担う林業労働者数は、平成17年度の3785人を底に、緩やかに増加しており、平成27年度には4272人となっているところでございます。

道では、森林づくり基本計画などで示した、森林資源を適切に維持管理するための造林面積や、道産木材の利用量の目標の達成に向けまして、平成29年度から平成38年度までの10年間で、

新たに1600人の労働者の確保が必要と見込んでおり、通年雇用化の促進や、経験年数に応じた研修、さらには、林業に興味を持った方の就業体験の実施など、森林づくりを支える人材の育成と確保に向けた取り組みを一層進めることが必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 次に、道産木材の競争力の強化に向けた今後の対策について伺います。

道内の森林資源の充実に伴って、森林からの木材供給力が増している中、伐採された木材を無駄にすることなく、有効に活用し、成長産業化につなげていくことが必要だと考えていて、品質、性能が確かな木製品を安定的に供給するなど、木材産業の競争力の強化が必要と考えています。

また、伐採が進み、道産木材の供給量が増加すると、その影響は少なくないものと想定しています。

海外からの安価な木材が流通する中で、道産木材の供給をどのように見込んでいるのか、道産木材の競争力をどのように評価し、競争力強化を実現させるために取り組んでいるのか、伺います。

○松山文史委員長 木材産業担当課長山野朋子君。

○山野木材産業担当課長 道産木材の競争力の強化についてであります。本道では、トドマツなどの人工林資源が充実しつつある一方で、ヨーロッパなどから住宅用の製材などが輸入されていることから、森林づくり基本計画で設定した、平成48年度の道産木材の供給量を現在の1.5倍となる600万立方メートルとする目標に向けて、生産規模の拡大、コストの低減による安定供給体制の構築や、建築材など付加価値が高い利用の促進が必要と考えております。

このため、道では、国の合板・製材生産性強化対策事業などを活用し、路網整備や間伐の実施、高性能林業機械の導入、さらには、建築用の製材や集成材を加工する施設の整備などを支援するとともに、関係団体と連携し、品質や性能が確かな道産木材を使用した建築事例の普及、PRに努めるなど、道産木材の競争力の強化に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 これも指摘を加えますが、道内にとどまることなく、国内において、木質チップの需要は相変わらず多いとお聞きをしております。

しかし、道内において、その供給力は十分なものとは言えず、過去にさまざま取り組まれたとの説明を受けたところではありますけれども、コスト面での不採算性も手伝い、改善し切れていないのが現状であります。

再生可能エネルギーに対する取り組みが勢いをとどめぬこれからにあつては、この点における研究や政策的な後押しも必要だと考えておりますので、当部におかれましては、積極的な展開をお願いしたいと考えております。

最後です。

これまで、今後の見込みについて伺ってきましたが、道内の人工林資源が利用期を迎え、今

後、伐採量の増加が見込まれる中で、木材の安定供給と、森林の公益的機能の発揮を図るためには、伐採後の遅滞のない着実な造林の確保が大切であると考えております。

林業・木材産業の成長産業化を力強く推進するため、道は、どのように取り組まれていくのか、部長の見解を伺います。

○松山文史委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてであります。本道において、林業・木材産業の成長産業化をより確かなものとしていくためには、資源の維持管理を図りながら、木材生産や災害の防止などの機能を発揮する森林づくりを適切に進めていくことが必要であります。

このため、道としては、引き続き、市町村、森林組合などと連携し、所有者の森林経営計画の作成を支援するとともに、森林整備事業や、道の未来につなぐ森づくり推進事業の予算の確保と活用により、所有者の負担の軽減などを図り、伐採後の計画的な造林を推進してまいる考えであります。

また、関係団体と連携した研修や就業体験の実施など、森林づくりを担う人材の育成確保に取り組むとともに、木材の生産コストの低減や、付加価値を高めた加工体制の整備を進め、道産木材の競争力の強化を図るなど、林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、着実に取り組んでまいる考えであります。

以上です。

○道見泰憲委員 それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、林業大学校など人材育成機関の設立について、林業大学校を中心にしてお伺いしたいと思います。

本道では、森林づくりを担う人材の育成確保が喫緊の課題となっており、北海道議会においても、第1回定例会以降、さまざまな角度から、林業大学校などの設立に向けた議論を展開してきたところであります。

こうした中、本定例会の我が会派の代表質問に対し、知事から、総合的な知識や技術を有し、即戦力となる人材の育成に向けて、年内をめどに基本的な考えを取りまとめるとの答弁があったところであります。

今求められているのは、豊富な知識と技術を身につけ、みずから考え行動できる即戦力となり得る人材であるとの認識は一致しているところですが、今後の検討に向けて、以下、何点か伺ってまいります。

まず、地域ニーズの把握についてであります。

道では、他府県の取り組み状況の調査と並行して、地域のニーズを把握することを目的に、素材生産や造林の林業事業体などを対象とした調査を実施しているものと承知しておりますが、調査結果はどのようなものであったのか、教えてください。

○大澤林業振興担当課長 調査の結果についてであります。道では、素材生産や造林、種苗生産、木材加工など、全道の1184の企業や事業体を対象といたしまして、人材確保の状況、今後の

雇用の予定、雇用したい人材、就業者の知識や技術習得の必要性などを把握するためのアンケート調査を7月に実施し、これまでに、521の企業等から回答があったところがございます。

調査結果では、新たに雇用を予定していると回答した企業等の割合が70%となっている一方で、必要とする人材が確保できていないとの回答が49%を占めております。

また、現場、工場で即戦力となる人材や、作業を統括できる人材を雇用したいとの回答が60%となっているほか、就業前に知識や技術を習得できる機関が必要との回答が88%となっております。

以上でございます。

○道見泰憲委員 次に、育成すべき人材像についても伺っておきます。

さきの代表質問では、育成すべき人材像やカリキュラム、運営体制、地域との連携のあり方について検討を進めるとの答弁がありましたが、新しい人材育成機関を設立するに当たり、大変重要な視点であると考えております。

それぞれの視点について、もう少し具体的に伺いたいと思いますが、初めに、育成すべき人材像について、現時点でどのような人材像をイメージしているのか、伺います。

○松山文史委員長 林務局長佐藤卓也君。

○佐藤林務局長 育成すべき人材像についてであります。アンケート調査の結果、企業等から、現場での作業を行う労働者の確保に加え、作業を統括し、現場を管理することができる人材を求める声が多かったことなどを踏まえ、道といたしましては、総合的な知識や技術の習得により、林業・木材産業の現場におけるさまざまな作業の実施はもとより、将来、企業経営などの中核を担うことができる人材を育成することを基本として、今後、有識者会議などにおける議論を重ねながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○道見泰憲委員 次に、実践的な教育についても伺います。

即戦力として現場で活躍できる人材を育成するためには、基礎教育に加え、実践的な教育が不可欠と考えておりますが、この点についてはどのようにお考えになっているのか、伺います。

○大澤林業振興担当課長 実践的な教育についてであります。即戦力となる人材を育成するためには、人材育成機関におきまして、基礎的な知識や技術を現場で活用することができる実践的な教育を実施し、企業等のニーズに応じていくことが必要であります。

このため、道といたしましては、森林の整備や木材の加工などに関する一般的な知識のほか、森林計画の作成に向けた調査手法や、伐採、植林などを安全かつ効率的に進める知識や技術、これらの作業に必要な機械操作の習得などの基礎的な教育とともに、こうした知識や技術を実践の場で身につけ、さまざまな場面で応用することができるよう、伐採作業の現場における研修の実施などが必要と考えております。

以上でございます。

○道見泰憲委員 それでは、教育体制についても伺います。

基礎教育に加え、実践的な教育を行っていくためには、専門分野に精通した講師を確保していかなければなりません。講師の確保についてはどのようにお考えになっているのか、伺います。

○大澤林業振興担当課長 教育体制についてであります。人材育成機関において、林業・木材産業の基礎的な教育に加え、現場での実践的な教育を行うためには、高性能林業機械や最先端の木材加工施設などを導入し、安全性の確保に努め、伐採や造林、木材加工など、それぞれの業務に精通している企業等の技術的な指導などの協力が不可欠と考えており、道といたしましては、今後、他府県での取り組み状況などを参考としながら、基礎教育、実践教育を行うためのカリキュラムとあわせ、企業等の協力による教育体制のあり方について検討を進めてまいりる考えでございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 次に、施設やフィールドについてでございます。

広大な本道では、地域により、樹種や供給する木材、さらには木材加工の状況が異なるなど、さまざまな状況が考えられます。

人材育成機関では、こうした地域の特色を十分に踏まえた取り組みも必要であると考えますが、市町村や地域などとの連携も含め、道の考え方をお伺いいたします。

○佐藤林務局長 施設、フィールドについてであります。本道では、全道に分布するトドマツを初め、主に道東地域に広く分布するカラマツ、道南地域に分布する杉、さらには、上川管内の広葉樹など、地域の資源を活用した林業生産活動が各地で展開されております。

こうした中、道といたしましては、人材育成機関において、即戦力となり、企業等の中核となる人材を育成するためには、本道の林業・木材産業を幅広く体験し、実践を積み重ねることができる体制づくりが必要と考えており、今後、市町村や企業等との連携による施設のあり方や、道有林、市町村有林など、地域の特色ある森林の活用などについて検討を進める考えであります。

以上でございます。

○道見泰憲委員 最後の質問となります。今後の取り組みについて伺います。

新たな人材育成機関の設立に関しては、市町村や関係業界から大きな期待が寄せられております。

最後に、基本的な考え方の取りまとめなど、今後、どのように取り組んでいくお考えなのか、部長にお伺いいたします。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてであります。本道では、今後、トドマツなどを主体として、森林資源の一層の充実が見込まれることから、林業・木材産業を支える人材の育成と確保を図り、市町村や企業等のニーズにしっかりと応えていくことが必要と認識しております。

このため、道としては、森林面積、木材生産量とも全国一を誇る本道にふさわしい林業大学校など人材育成機関の設立に向けて、即戦力となり、企業等の中核を担う人材の育成を基本として、地域の特色ある森林を活用した実践的な教育や、市町村等との連携と協力のあり方などとあ

わせ、道内外に魅力ある発信ができる機関となるよう検討を進め、教育課程、運営体制や施設のあり方など、基本的な考え方を年内を目途に取りまとめてまいる考えであります。

○道見泰憲委員 終わります。

○松山丈史委員長 道見委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

新沼透君。

○新沼透委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

今月から始まった道内各地でのアキサケ定置網漁で、これまでにない大量のブリが水揚げされ、漁業者が困惑する事態が生じております。

留萌管内では、9月10日現在で、アキサケ定置網の漁獲量は31トン、水揚げ額が2272万円と、前年同期と比較して、重量で約2.3倍、金額で約3.9倍の増となっている一方、登別漁港では、アキサケの水揚げ量が、9月1日から11日までで15トン程度にとどまり、かわりに、ブリが130トンと、昨年1年間の水揚げ量の15トンをはるかに超える水準となっております。

価格では、サケの半分以下の水準でしかないブリが、これほど大量に水揚げされる事態を受け、現場の漁業者を初め、関係者は大いに困惑されているとお聞きしております。

また、スルメイカについては、稚内が豊漁に沸く一方で、例年なら盛漁期を迎えている道東方面で、まだ群れが見えないという状況が続いています。

サンマについては、8月4日、水産庁が、本年8月から12月に日本近海に來遊すると見込まれる資源量は前年比で51%減の約59万トンであることを公表し、例年になく不漁が懸念されております。

不漁のあおりを受ける形で、地域経済への影響も出ております。

このことを踏まえて、以下質問してまいります。

冒頭に述べましたブリやスルメイカ、サンマのように、これまでならとれたはずの魚種がとれず、かわりに、なじみのない魚種が大量に水揚げされる、また、これまでならとれたはずの時期になっても、とれるべき魚種が地域に來ない、さらには、とれていた量が激減するというように、近年、本道漁業を取り巻く環境が大きく変わってきております。

道として、このような、本道漁業を取り巻く環境の変化の背景には何があるとお考えなのか、道の認識をお伺いいたします。

○松山丈史委員長 漁業管理課長矢本論君。

○矢本漁業管理課長 漁業を取り巻く環境の変化についてであります。サンマやスルメイカなどの回遊性資源は、海水温、海流、餌となるプランクトンなどの環境要因が、稚魚の生き残りや成長、來遊などに影響を与えるとされております。

試験研究機関によると、近年、本道周辺の海水温は、温暖化などを背景として、全体的に高目に推移する傾向にあり、サンマなどの來遊不振につながっているほか、アキサケや昆布などの生産減少の要因とも考えられております。

一方、全道各地の定置網でブリが漁獲され、道東沖ではイワシの水揚げが増加しているほか、

多発する集中豪雨、大しけなどの異常気象により、ホタテガイのへい死や漁業施設の被災など、さまざまな漁業分野で影響が生じているものと認識しております。

○新沼透委員 先ほど述べましたように、アキサケの漁獲状況が全道各地で大きく変わってきており、漁業者を初め、関係者は大変戸惑っていると聞いておりますが、ことしの、全道における定置網漁業によるアキサケの漁獲はどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○松山丈史委員長 サケマス・内水面担当課長杉西紀元君。

○杉西サケマス・内水面担当課長 アキサケの漁獲状況についてであります。北海道連合海区漁業調整委員会が取りまとめた漁獲速報によりますと、9月20日現在、漁獲尾数では264万3000尾、金額では87億4000万円と、平成に入ってから過去最低であった前年同期と比較して、尾数では48%、金額では81%となっており、特に、太平洋のえりも以東海域では、漁獲尾数が前年の30%と大きく落ち込んでいるところでございます。

なお、全道的にアキサケの漁獲が減少する一方で、太平洋を中心に、ブリの漁獲が多く見られております。

以上でございます。

○新沼透委員 アキサケについては大きな減少という御報告がありました。そして、太平洋でブリの漁獲が多いということです。我が地元のオホーツク海においても、ブリが漁獲されている状況にあります。

ブリにつきましては、予期せぬ豊漁を受けて、日高管内や道南地域では、独自にブリのブランド化を進めるとともに、地元の学校給食のメニューに加えるなど、消費拡大に取り組んでいる事例もあると承知しております。

登別市を初め、ブリの予期せぬ豊漁に困惑している地域においては、今後、同様の取り組みを進める必要があると考えますが、ブリなど、増加している資源の有効活用についての道の認識と、今後の国内消費の拡大やブランド化など、道の協力のあり方をお伺いいたします。

○松山丈史委員長 水産食品担当課長生田泰君。

○生田水産食品担当課長 ブリなどの消費拡大についてであります。近年、水揚げ量が増加しているブリ、サバ、イワシは、全国と比べ、道内の産地価格が低く、消費も少ない状況にあるため、有効活用を図っていくことが重要と考えております。

このため、道では、道産ブリ・サバ消費拡大推進事業などにより、鮮度を維持し、安全に出荷するためのマニュアルづくりに加え、市町村や漁協などが取り組む、日高の「三石ぶり」、釧路の「北釧鯖」、根室産イワシなどのブランド化や、都市部の量販店での販売促進などに支援を行っているところであります。

道としては、今後も、ブランド化などに向けた地域独自の取り組みに対して支援を行うとともに、道総研と連携し、ブリなどの加工製品や冷凍技術の開発に加え、鮮度管理マニュアルの普及を進めるなど、消費拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新沼透委員 次に、サンマについてお伺いしますが、サンマに関しては、海水温の変化により、日本近海に近づく資源量が減っているなどという見方がありますが、サンマの今漁期における来遊の見通しについて、道はどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○矢本漁業管理課長 サンマの来遊見通しについてであります。一般社団法人漁業情報サービスセンターによると、本年の全道におけるサンマの漁獲量は、9月20日現在、1万2000トンで、極端な不漁に終わった前年同期の66%にとどまっており、また、主要な操業海域は既に公海周辺まで南下し、遠方の海域での操業が主体となっていることから、ことしのサンマ漁業は、今後も厳しい状況が続くと認識しているところであります。

○新沼透委員 サンマの来遊が日本近海から遠く状況を受け、外洋での操業を可能とするための漁船の大型化など、今後、漁業者がとらざるを得ない対応はさまざまあると思いますが、道としては、サンマ漁業者に対し、どのような取り組みを考えておられるのか、お伺いをいたします。

○松山文史委員長 水産局長山口修司君。

○山口水産局長 サンマ漁業者への対応についてであります。近年、道東沖へのサンマの来遊が減少し、漁場がより遠くの海域に形成される傾向が続いており、サンマ漁業者は、厳しい経営環境に置かれております。

このため、道では、燃費や安全性の向上を図り、遠方での操業に対応できるよう、国の事業を活用し、漁船を大型化する漁業者に対して支援を行っているところでございます。

また、10トン未満の小型サンマ漁船につきましては、資源が増加傾向にあるイワシを対象に、平成27年から試験操業に取り組んでおり、本年は、7000トンを超える水揚げを確保するなど、一定の成果があらわれております。

道といたしましては、今後とも、関係漁業者の意向を踏まえ、国の事業や低利な融資制度を活用しながら、操業の安全確保や効率化に向けた漁船の導入を促進するとともに、イワシ資源の有効活用を図るなど、サンマ漁業者の経営安定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新沼透委員 次に、スルメイカについてもお伺いいたします。

予期せぬ豊漁により、稚内市では約2億3000万円の経済効果があるとされる一方で、道東方面では、本来は来ているはずの時期に姿が見えないという事態が続く、地域のイベントが開催できない、また、水産加工会社が原料の確保に困るといった、地域経済に対する負の影響が出てきております。

スルメイカの今漁期における来遊の見通しについて、道はどのような認識をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○矢本漁業管理課長 スルメイカの来遊見通しについてであります。全道のイカ釣り漁業者が加入する団体によると、8月末現在の全道における生鮮イカの漁獲量は4000トンで、前年同期の64%にとどまっており、地域別には、稚内や小樽など日本海北部で前年を上回っているものの、

太平洋側ではほとんど水揚げが見られておらず、また、従前から主要な産地である函館を中心とする道南地域においても、漁獲量は低位に推移しており、水産加工業者も含め、厳しい状況が続いているところであります。

○新沼透委員 予期せぬ豊漁に沸く稚内市に対して、イカ釣りが盛んな道南地域の函館市などでは、ここ数年、不漁が続いており、ことしは、道東地域においても、本来は来ているはずの時期にイカの姿が見えない事態になっております。

このように、豊漁や不漁の地域がある中で、道内のイカ釣り漁業者の経営状況はどのようになっているのか、伺うとともに、道はどのように対応されているのか、あわせてお伺いをいたします。

○松山文史委員長 水産経営課長斉藤譲二君。

○斉藤水産経営課長 イカ釣り漁業者への対応などについてであります。イカ釣り漁業者の団体によりますと、30トン以上の漁船を使用し、主に加工向けに冷凍したイカを水揚げする漁業者の漁獲量は、7月末現在、1000トンで、前年同期の68%となっております。

また、主に日帰りで操業して生鮮イカを水揚げする小型漁船による8月末現在の漁獲量は4000トンで、前年同期の64%となっており、地域による漁場形成の偏りが大きいことから、漁業者間で水揚げの格差が生じているところであります。

このため、道といたしましては、漁業団体と連携し、イカ釣り漁業者の経営状況の把握に努め、金融相談や漁業共済への加入の促進を図るとともに、国の、省力・省コスト化に資する機器導入や漁船リース事業の活用を進めるなど、イカ釣り漁業者の経営安定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新沼透委員 魚がとれる、とれないといった要因は、海洋環境の変化によるものと考えられ、これは道の力で変えられるものでもありませんが、変化を見据えた対応と、今後の変化のあり方などを事前に予測することにより、本道の漁業者の経営を守り、地域経済を支えて、さまざまな魚種を基礎とした本道の豊かな食文化を発展させていく上で、道の力は欠かせないものと考えます。道の認識と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○松山文史委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてであります。近年、海水温の上昇や、多発する自然災害などの影響を受け、アキサケ、ホタテ、イカなど、本道を代表する魚種が減少する一方、ブリやイワシといった資源が増加しており、海洋環境の変化に的確に対応できる生産体制づくりが重要と認識をしております。

このため、道では、試験研究機関との連携のもと、海洋観測や資源調査の結果を迅速に漁業者に提供し、操業、養殖管理などへの活用を図るほか、アキサケ稚魚の放流時期の見直しや、災害に強いホタテの漁場づくり、さらには、高水温にも適応した昆布の増養殖技術の開発など、資源の回復と安定化を推進していく考えでございます。

また、水揚げ減少の影響を受ける漁業者の経営安定を図るほか、ブリなどの高鮮度流通や加工品の開発の取り組みを推進するなど、本道の豊かな魚食文化を維持し、本道の水産業、漁村が将来にわたり発展できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○新沼透委員 本道の水産業、漁村が将来的に発展できるような積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、森林資源の循環利用についてお伺いをいたします。

前の道見委員の質問と重なるところもあるかもしれませんが、私からも質問をさせていただきます。

道は、平成14年に北海道森林づくり条例を制定し、今年4月、森林づくり基本計画の見直しがなされました。

この基本計画においては、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるために、森づくりと、産出される木材の利用を循環的に行う、森林資源の循環利用をうたい、この循環利用を確立するために、着実な再造林、原木の安定的な供給体制の構築、林業事業体の育成、地域材の利用の促進、この四つの重点項目が掲げられております。

それぞれの項目にかかわる課題などについて、以下伺ってまいります。

まず、着実な再造林についてであります。

着実な再造林は、循環利用の基本となるものでありますが、これまでの長期にわたる木材価格の低迷などから、森林所有者の施業意欲が失われ、着実な再造林に支障を来すことも懸念されます。

一般民有林の人工林の伐採面積は年間で6800ヘクタール程度とされており、今後さらに、カラマツやトドマツが伐期を迎えて、伐採面積がふえることが予想される中で、造林面積はどのような状況になっているのか、また、再造林を着実に進めていくために、どのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

○松山文史委員長 森林計画課長服部浩治君。

○服部森林計画課長 造林面積などについてであります。平成27年度までの10年間で、道有林を除いた一般民有林の造林面積は、約6000ヘクタールから6500ヘクタールで推移しています。

今後、人工林資源の充実などにより、伐採面積の増加が見込まれており、伐採後の造林を着実に進めていくことが必要であります。

このため、道としては、引き続き、市町村、森林組合と連携し、森林所有者に対し、森林経営計画の作成を支援するほか、造林を支援する制度の周知や技術的な指導助言を行うとともに、必要な予算の確保に努めながら、所有者の費用負担の軽減を図り、造林への意欲の向上に向けた取り組みなどを進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○新沼透委員 次に、原木の安定的な供給体制の構築にかかわってでございます。

【第2分科会 9月29日 第2号】

木材需要の低迷などにより、伐期を迎えている人工林では、高齢級の資源が増加するとともに、これまで造林が進んでこなかったことで若齢級の資源が少なく、いびつな齢級構成となっております。

将来的に資源の循環利用につながらないことが危惧されますが、道として、どのように認識し、どのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

○松山文史委員長 森林整備課長野村博明君。

○野村森林整備課長 人工林の資源についてであります。本道におきまして、今後、人工林を主体として、森林資源の循環利用をより確かなものとしていくためには、将来にわたり木材が持続的に生産されるよう、伐採と造林を一体的かつ計画的に進め、齢級構成の平準化などに向けて、資源を適切に管理していくことが必要であります。

このため、道といたしましては、引き続き、森林計画制度に基づく伐採届け出制度などの的確な運用に努めるとともに、北海道森林管理局や研究機関と連携し、カラマツ、トドマツなどの樹種ごとに、今後10年間の人工林資源の推移や、伐採及び造林の計画量などにつきまして、道のホームページなどで情報提供を行う考えであります。

また、齢級が高く、利用期を迎えている人工林などにおきまして、路網整備と高性能林業機械を組み合わせた効率的な伐採と、所有者負担の軽減による着実な造林を推進するなど、森林資源の循環利用に向けた取り組みを進めてまいる考えであります。

○新沼透委員 次に、林業事業体の育成についてであります。

この重点項目では、事業体に従事する林業の担い手の確保がより重要な課題となっております。

知事は、本年第1回定例会において、林業大学校など人材育成機関の設置に向けた検討を行うと述べられました。これを受け、私の地元からも、その設置を強く望む声が寄せられております。設置に当たっては、担い手を中心とした林業技術者の養成機能を持たせるべきと考えます。

現在、どのような検討がなされ、開校に向け、どのようなスケジュールとなっているのか、お伺いをいたします。

○松山文史委員長 林業振興担当課長大澤英二君。

○大澤林業振興担当課長 林業大学校など人材育成機関についてであります。道では、林業大学校など人材育成機関の設立に向けた基本的な考え方を取りまとめるため、7月に、素材生産、造林、木材加工などに携わる全道の1184の林業事業体や企業を対象といたしまして、今後雇用したい人材などを把握するためのアンケート調査を実施するとともに、有識者会議による検討を進めているところでございます。

道といたしましては、調査結果などを踏まえ、現場などで即戦力となり、林業事業体など企業の中核を担う人材の育成に向けて、有識者から御意見をいただきながら、教育課程や運営体制、施設のあり方、さらには、設立に向けたスケジュールなどの基本的な考え方を年内を目途に取りまとめてまいる考えでございます。

以上でございます。

○新沼透委員 重点項目の四つ目の、地域材の利用の促進についてでございますが、木材需要をいかに拡大していくかということであります。

平成22年、公共建築物等木材利用促進法が施行され、道も、公共施設での木材利用を図る北海道地域材利用推進方針を定めて、その促進に努めておりますが、道として、土木工事などにおいても、より積極的な利用推進を図っていくべきと考えます。所見をお伺いいたします。

○松山丈史委員長 林業木材課長岡嶋秀典君。

○岡嶋林業木材課長 土木工事における道産木材の利用についてであります。道では、平成23年に策定した地域材利用推進方針に基づき、公共施設における道産木材の利用を促進するとともに、農政部や建設部と一体となって、道が発注する土木工事において道産木材の利用を推進するための計画を毎年度作成し、カラマツ丸太の林道や治山施設への利用、木材チップの暗渠疎水材への利用、トドマツ合板のコンクリート型枠への利用などを進めているところでございます。

道といたしましては、こうした取り組みに加え、道総研林産試験場と連携し、木製ガードレールなど、今後の利用が期待される製品の普及、定着や、木材の耐久性の向上を図る技術開発を進めるとともに、北海道開発局、北海道森林管理局、市町村における一層の活用を働きかけるなど、土木工事における道産木材の利用の拡大を図る考えであります。

以上でございます。

○新沼透委員 林業経営の採算性を高めていくためには、製材を初め、集成材や合板、バイオマスなどの需要の拡大が重要と考えます。特に、CLTは、鉄筋コンクリートにかわる建築材として、活用が期待されております。

道は、ことし3月に、道産CLTの生産量を平成38年度に5万立方メートルにするとした、道産CLT利用拡大に向けた推進方針を策定し、産学官が連携して取り組んでいるところであり、その実効性が大いに期待されるところでございます。

一方で、日EU経済連携協定——EPAの大枠合意によって、主な林産物の10品目の関税が段階を踏んで撤廃されるという、地域材にとって厳しい環境が予測されます。

そのような事態に対応するためにも、CLTの早急な生産・加工施設の整備が必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

○松山丈史委員長 林務局長佐藤卓也君。

○佐藤林務局長 CLTの生産・加工施設の整備についてであります。日EU・EPA交渉の大枠合意に伴い、林産物の関税が段階的に撤廃されることにより、本道におきましても、住宅用の集成材など、ヨーロッパからの安価な輸入製品の流通の拡大が懸念されております。

こうした中、新たな建築資材であるCLTの利用拡大を図るための推進方針に基づく取り組みを着実に進めていく必要があると考えており、道といたしましては、公共施設などの設計と施工に携わる技術者の育成や、先進的な建築事例の幅広い普及などで需要を積み重ねながら、CLTの日本農林規格に基づく認定工場などにおける加工施設の整備を促進し、生産技術の向上とコス

ト低減に向けた検討を行うなど、道産CLTの生産・加工体制の整備を進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○新沼透委員 質問を終わります。ありがとうございました。

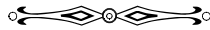
○松山丈史委員長 新沼委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩



午後3時29分開議

○内田尊之副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 農政部所管審査

○内田尊之副委員長 これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

中野秀敏君。

○中野秀敏委員 それでは、通告に従い、順次質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、今年の台風被害についてであります。

このことにつきましては、災害に強い農業基盤の整備ということで、6月の第2回定例会の予算特別委員会において、我が会派の同僚議員も伺っているところでありますけれども、災害から1年を経過したことや、先日の台風18号による大雨で、十勝地方では、一部の河川が氾濫し、復旧を終えた農地が再び被災したということもありますので、数点お伺いをしてまいりたいと思います。

最初に、今年の台風による大雨被害からの復旧状況についてでありますけれども、大きな被害を受けた農産物の処理加工施設など共同利用施設について、その復旧状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 農業支援担当課長上西新次君。

○上西農業支援担当課長 農産物の共同利用施設の復旧状況についてであります。今年の大雨により大きな被害を受けた上川管内の美瑛町及び南富良野町、十勝管内の士幌町、幕別町及び清水町の共同利用施設の19カ所については、農林水産省の農林水産業共同利用施設災害復旧事業及び強い農業づくり交付金を活用し、復旧に取り組んできたところでございます。

このうち、これまでに15カ所の施設の復旧が完了し、残りの4カ所につきましては、今年度中

に完了する見込みとなっております。

以上です。

○中野秀敏委員 4カ所が今年度中に完了ということでございましたけれども、早期の完了をお願いしたいと思うところであります。

あわせて、共同利用施設にとどまらず、農地についても、未曾有と言っていいほどの甚大な被害を受けたところでありますけれども、農地の復旧状況についてはどのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○内田尊之副委員長 農村整備課長芳賀是則君。

○芳賀農村整備課長 農地災害の復旧状況についてであります。昨年の台風などにより被災した農地のうち、災害復旧事業を実施するものは、全道で503.5ヘクタールとなっており、このうち、397.8ヘクタール、約8割の農地では、既に復旧が完了し、営農を再開できる状況となっているところでございます。

来年春の営農再開までには、さらに95.7ヘクタールが完了し、全体の約98%の工事が完了する見込みとなっております。残る10ヘクタールにつきましても、来年秋までには復旧工事が完了し、全ての農地で営農を再開できる予定となっているところでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 農地の被害については非常に大規模であり、復旧にも時間がかかっておりまして、被災農家としては、被害農地での作付の再開まで、精神的にも経済的にも苛酷な状況に置かれているところでありますけれども、この間の営農支援についてはどのように行っているのか、お伺いをいたしたいというふうに思えます。

○内田尊之副委員長 技術普及課長白旗哲史君。

○白旗技術普及課長 被災農家への営農支援についてであります。道では、被災された農家に対し、農業改良普及センターが中心となって、直ちに関係機関とともに戸別巡回を行い、被災の状況を確認するとともに、翌年度の営農への影響を最小限にとどめられるよう、被災状況に応じた技術指導を行ってきたほか、営農意欲を失わないよう、さまざまな機会を通じて、技術的な相談などに応じているところであります。

農地復旧後の営農再開に向けては、生産力の回復に向けた技術支援に重点を置き、生育調査や収量調査、土壌診断などを行いながら、関係機関と連携し、客土後の土壌改良や施肥改善について、指導に努めているところであります。

以上です。

○中野秀敏委員 客土、さらには土地改良について指導しているということでありましたけれども、農家が、長年、非常に苦労してつくり上げた肥沃な農地が一瞬にして奪われてしまったわけでありますので、復旧はしたものの、もとの肥沃な土地に戻すためには、相当な時間と労力が必要なことに加えて、農作物の生育にも影響が出ており、これまでと比べて減収になるということも予想されるところであります。

災害復旧事業後においても、さらに土地改良や排水対策が必要になる場合があるというふうにと考えるとありますけれども、このような場合には、どのような対応が考えられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○内田尊之副委員長 農村振興局長藤田二君。

○藤田農村振興局長 農地災害のフォローアップについてでございますが、農地の復旧に使用する土は、農家が長年かけてつくり上げた肥沃な土とは異なることから、道では、農地災害復旧部門や営農指導部門、試験研究部門が、地元関係機関・団体とも連携し、被害の甚大な上川、オホーツク、十勝管内において、復旧した農地の土壌分析や作物生育・収量調査など、継続的なフォローアップ調査を実施しているところです。

農作物の生育や収量に対する影響は長期にわたることも考えられるため、これらの調査を今後とも継続して実施し、その調査結果を踏まえ、農業改良普及センターの営農技術指導を通じた、有機物の投入などの取り組みを進めることはもとより、被災された農業者の方々から、土壌の条件を改善する御要望があった場合には、国の補助事業や道のパワーアップ事業を活用し、農家負担の軽減に努めながら、農地の生産力の回復に向けて、客土や暗渠排水などの必要な整備に取り組めるよう、積極的に支援してまいります。

以上でございます。

○中野秀敏委員 私は、田んぼを主体につくっているのですけれども、畑作は、特に天候にも左右されますし、土ができて上がるまでというか、土が変わることによって、収量格差が非常に大きく出るわけでありまして、そこに個人差も出てきて、経営を圧迫させてしまうという状況が非常に多いわけでありまして、水田は、水で多少はどうにかなるという部分があるのですけれども、そういった部分で、しっかりと農家の方々のフォローアップをしていただきたいなと思うところがあります。

次に、今回の台風18号の被害についてであります。

日本列島を縦断した台風18号による農業被害についてでありますけれども、今月18日に本道に上陸した台風18号は、大雨と強風で道内各地に被害をもたらしたところであります。

現在までに把握している農業被害の状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

○内田尊之副委員長 農政課長水戸部裕君。

○水戸部農政課長 台風18号による農業被害の状況についてでございますが、このたびの台風の大雨や暴風により、道南地域を中心に、リンゴの落果、ビニールハウスや倉庫などの損壊、水稻の倒伏、浸水などの被害が生じたほか、道東地域などにおきましては、デントコーンや大豆、小豆の倒伏、また、昨年被災して復旧工事中であった農地の浸水といった被害が発生したところでございます。

こうした中、水稻やデントコーンなどの倒伏、浸水等の被害につきましては、品質の低下、減収などの影響が懸念されますが、その後の技術対策や時間の経過により回復することも考えられるところでございます。

道といたしましては、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、被害の状況の把握に努めてまいり考えでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 今答弁があったわけでありましてけれども、まさに収穫間近の水稲あるいは飼料用トウモロコシなどに被害があったということでもあります。農家にとっては、収穫を間近にして、本当にやりきれない気持ちでいっぱいではないかと推察をすることであります。

農家の方々が丹精を込めた農作物を少しでも無駄にせず、収穫できるようにすることは非常に大事なことでありますけれども、被害に遭った中から効率よく収穫するためには、病気や収穫方法などの技術対策が必要になるというふうに考えるところであります。

道は、品質や収量の確保に向けた技術対策についてどのように対応するのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○内田尊之副委員長 技術普及課首席普及指導員山黒良寛君。

○山黒技術普及課首席普及指導員 台風の通過に伴う技術対策についてでございますが、道では、台風の接近が予想された9月15日に、台風第18号に備える営農技術対策の指導通知を緊急に発出して、災害への注意喚起と対応を呼びかけましたほか、台風が通過した翌日の19日には、直ちに、台風通過後の営農技術対策を発出し、効率的な農作業の実施や病害の抑制のために、圃場に溝を切って排水を促進したり、農薬の適正な散布のほか、倒伏した飼料用トウモロコシの収穫調製方法など、収量や品質の確保に向けた技術対策の周知と徹底に努めてきたところでございます。

さらに、各地の農業改良普及センターでは、この技術対策を踏まえて、地域の状況に即した技術情報を発出し、関係機関と連携をとりながら、営農指導を行っているところでありまして、今後も、被害を最小限にとどめることができるように力を尽くしてまいり考えでございます。

以上です。

○中野秀敏委員 昨年の大雨については、200年に1度とも言われておりまして、それだけに被害も大きく、河川の復旧にも相当な期間を要することから、この時期の台風による大雨を危惧しておりましたけれども、復旧が間に合わずに再び被災された地域が出たということは非常に残念な状況であります。

今回の被害への速やかな対応は無論でありますけれども、これまで進めてきた復旧工事への影響も予想されるところであります。

来年の営農を目指して進めている農地の復旧工事への今後の対応と、来年の営農再開に向けた見通しについてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○内田尊之副委員長 農政部長小野塚修一君。

○小野塚農政部長 被害を受けた復旧工事中の農地についてでございますが、昨年被災した十勝管内芽室町の美生川流域では、応急工事で施工済みであった仮築堤から溢水したため、復旧工事中の農地が再び浸水するといった被害が発生したところでございます。

【第2分科会 9月29日 第2号】

浸水した農地の14.1ヘクタールのうち、河川掘削土を搬入して整地を完了していた1.7ヘクタールの農地の一部では、表土の流出、土砂の堆積が発生いたしました。既に表土流出や土砂堆積の状況調査を完了し、早期に土の搬入や整地などの工事を行う予定となっており、来年春の営農再開には影響が生じないと考えております。

また、残りの12.4ヘクタールについても、被害が小規模な農地基盤の流出であるため、予定どおり、12月から河川掘削土を運搬し、来年春には整地を行うことから、復旧工事や営農の再開に支障はないものと考えております。

道といたしましては、被災農業者の営農の再開時期におくれが生じないよう、地元関係機関と連携を図りながら、迅速な復旧に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中野秀敏委員 台風被害については、今後の状況や道としての考え方を知事に直接伺ってまいりたいというふうに思いますので、委員長によるお取り計らいをお願い申し上げたいと思います。

次に、国の米政策の見直しへの対応についてお伺いをしたいというふうに思います。

昭和40年代後半から半世紀近く続いてきた米の生産調整については、国による米政策の見直しで、来年度以降、行政による生産数量目標の配分に頼らず、生産者みずからの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた生産が行われることになるというのは御存じだと思います。

さらには、10アール当たり7500円が交付されてきた米の直接支払い交付金が廃止されるなど、我が国の米政策は、平成30年度——来年度に大きな転換期を迎える状況になっているところであります。

道においては、これらに対応するために、平成28年3月に、30年産以降の米政策改革に対応した取組工程表を策定し、4月に検討会議を設置して、12月には、現行の生産目標数量にかわる本道独自の生産の目安を設定することなどを内容とした、30年産以降の米政策改革への対応に係る基本的な考え方を取りまとめたところであります。

今年度に入ってから、7月に、北海道農業再生協議会に新たに水田部会を設置し、需要に応じた米生産を推進する体制整備をしているところでありますけれども、産地においては、米の直接支払い交付金の廃止による収入の減少や、全国的な生産過剰による米価の下落のおそれなど、今後の米生産に大きな不安や懸念を感じている状況であります。

そうしたことから、国の米政策の見直しに伴う道の対応について、数点お伺いをしていきたいというふうに思います。

初めに、近年の水稲の作付状況についてでありますけれども、生産数量目標に対する主食用米の作付実績、さらには、加工用米、飼料用米、水田の水張り面積の状況とその傾向について、どのように認識しているのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○内田尊之副委員長 水田担当課長山野寺元一君。

○山野寺水田担当課長 本道における水稲の作付状況などについてであります。平成28年産の

主食用米につきましては、生産数量目標が10万464ヘクタールであるのに対し、作付面積は9万9000ヘクタールと、約1500ヘクタール下回るとともに、27年産の10万100ヘクタールと比べても、1100ヘクタール減少している状況にあります。

また、加工用米は、平成27年産からほぼ横ばいの3791ヘクタール、飼料用米は、27年産から423ヘクタール増加の2770ヘクタールとなっており、水稻の作付面積の合計、いわゆる水田の水張り面積は、前年の11万ヘクタールから2000ヘクタール減少し、10万8000ヘクタールと、近年、減少傾向にあります。

こうした水張り面積の減少は、経営内における労働力不足や、小麦、大豆などの戦略作物への支援などにより畑作物への転換が進んだことによるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○中野秀敏委員 水張り面積については、前年から2000ヘクタール減少しているということでありましたけれども、これは、当然、小麦、大豆等に転換をされた状況だと思えます。あわせて、労働力不足という部分も言われているのですけれども、近年の米の価格低下の影響を非常に大きく受けているのではないかなと私は思うところであります。

今年産は、たまたま、概算払いも昨年より千二、三百円高いというような状況でありまして、それぐらいでいけば何でもないのかなと思うところでありますけれども、大規模化されてきたことによって、手間も労働力もかかるものはつくらなくなっているというような状況は、私の地域でも特にはっきりと見えてきておりまして、野菜などは年々減ってきているわけでありまして、特に、野菜などは、機械化できるものに切りかわってきていて、手で収穫しなきゃならないもの、収穫に時間がかかるものは年々減ってきているような状況であります。

それで、水張り面積の確保という部分で言えば、私は、これだけ減ってきているとは思っていませんでしたけれども、その辺の分析というか、地域別にどうなのかについても、もう少し検証して、今後こういった形で進めていかなきゃならないのか、道の方向性を出すべきだと思っておりますので、もう少し詳しく検証をしていただければと思うところであります。

次に、国の米政策の見直しへの対応についてでありますけれども、北海道農業再生協議会に新たに設置された水田部会が、本道独自の生産の目安の設定など、平成30年産以降の本道の稲作生産においてどのような役割を担っていくのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○山野寺水田担当課長 農業再生協議会の水田部会が担う役割についてであります。水田部会は、生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政などが一体となり、オール北海道で、需要に応じた米生産に取り組むことを目的に、道を初め、JA北海道中央会、ホクレン、北海道農産物集荷協同組合など六つの機関、団体を構成員とし、本年7月に設立したところでございます。

この水田部会では、現行の生産数量目標にかわる生産の目安の設定や、主食用米及び麦、大豆、飼料作物等の作付方針となる水田フル活用ビジョンの検討、ビジョンを達成するための産地交付金の活用方針の検討などを行い、それぞれの機関、団体が連携を図りながら、それらに基づく取り組みを推進する役割を果たしていくこととしております。

以上です。

○中野秀敏委員 水田部会は、本道における、需要に応じた米の生産を進める上で、非常に大きな役割を果たしていくということでありましたけれども、これまで、どのような検討が進められてきたのか、お伺いをいたしたいと思います。

○山野寺水田担当課長 水田部会での検討の状況についてであります。水田部会は、これまで2回開催しておりまして、7月の第1回目には、部会の年間検討スケジュールを決定するとともに、生産の目安の設定に向け、その目的、内容、位置づけ、設定方法、推進等について素案を提案し、JA北海道中央会、北海道農産物集荷協同組合を通じて、全道の生産者やJAなど産地の意見を伺うこととしたところでございます。

また、9月の第2回目では、前回の部会で提案した生産の目安の設定等に対する産地からの意見を踏まえ、「30年産「生産の目安」の基本的な考え方」を取りまとめ、決定したところでございます。

以上です。

○中野秀敏委員 9月の第2回目で、「30年産「生産の目安」の基本的な考え方」を決定したということでありましてけれども、この内容についてはどのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○内田尊之副委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 「30年産「生産の目安」の基本的な考え方」についてであります。この「基本的な考え方」においては、これまでの部会構成員や産地の皆さんの御意見を踏まえまして、今後の北海道米の生産は、主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や、安定的な需要が見込まれる加工用など、非主食用米も含めた水稻作付の維持確保により、水田をフル活用しながら、北海道米に対するさまざまな需要に応じていく必要があることを明確にしたところでございます。

また、生産の目安の設定に当たりましては、地域の作付意向と、ホクレンなど、農業団体、集荷団体の生産販売計画などを十分踏まえたものとするところといたしました。

以上です。

○中野秀敏委員 例年であれば、12月に、国から、道、市町村へ生産数量目標が配分され、それを受けて次年産の作付を行ってきたわけでありましてけれども、生産数量目標にかわる生産の目安については、どのように産地に提示して推進していくのか、今後の進め方をお伺いしたいというふうに思います。

○宮田生産振興局長 今後の進め方についてであります。現在、「30年産「生産の目安」の基本的な考え方」に基づきまして、産地の作付意向の調査を実施しており、10月中に取りまとめを行うこととしております。

また、11月にホクレンと北海道農産物集荷協同組合が策定します生産販売計画や、11月下旬に公表される国の需給見通しなどを十分に踏まえ、12月の第3回目の水田部会で生産の目安を設定

し、全道の地域協議会に提示する予定としております。

地域協議会におきましては、市町村やJAなどの構成員が連携して、水田部会から提示された生産の目安に基づき、生産者ごとの生産の目安を算定、提示することを基本に、地域の実情に即した情報を生産者の皆さんに提供するなどして、需要に応じた生産の実現に向けて取り組むこととしていく所です。

以上でございます。

○中野秀敏委員 それぞれ伺ってきたところでありまして、生産の目安を作付者に配分して守ってもらっても、結局、北海道だけが守ってうまくいくというものではないわけでありまして、全国の組織をつくり上げようとしても、なかなかできないという報道も出ていく所でありまして、私も、そういった形をしっかりとつくり上げていくような努力をそれなりにしていきたいと思っておりますけれども、農政部自身も、全国組織ができるように要請していただきたいと思っております。

こうした大きな転換期を迎えている国の米政策の見直しに適切に対応しながら、本道稲作の振興をどのように進めていくのか、最後に農政部長の考えをお伺いして、質問を終わりたいというふうに思います。

○小野塚農政部長 今後の稲作振興についてでございますが、本道の稲作農業は、生産性が高い専門的な経営を主体に、地域の雇用や経済を支える基幹産業としての大切な役割を果たしており、今後とも、国の米政策の見直しに適切に対応し、持続的に発展していくことが重要でございます。

このため、道では、国に対し、全国的な需給調整の仕組みの構築や、水田活用の直接支払い交付金の充実などを提案してきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、必要な施策を国に求めますとともに、農業再生協議会水田部会を通じた生産の目安の設定など、需要に応じた米生産の推進や、低コスト・省力化技術の導入、水田の大区画化などの基盤整備、さらには、新たな品種の開発など、稲作の体質強化と経営の安定に向けた取り組みを着実に進め、本道の稲作農業の一層の発展が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○中野秀敏委員 以上で終わります。どうもありがとうございました。

○内田尊之副委員長 中野委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

畠山みのり君。

○畠山みのり委員 私からは、新規就農者の育成と支援について伺わせていただきます。

昨年の新規就農者実態調査によりますと、道内における新規就農者は、前年より約4%減り、566人ということであり、ここ数年、減少ぎみとなっております。それでも、農家出身ではなく、新たに農地を取得するなどして農業に携わった新規参加者は、傾向として少しずつふえていると

認識できます。

そこです、新規就農者の減少についてですが、新規就農者の確保は、北海道の農業の発展を持続させるために欠かせないものであると考えますが、新規就農者が減っていることについては、どのように分析をされていますか。

○内田尊之副委員長 農業経営課長橋本真明君。

○橋本農業経営課長 新規就農者の減少についてであります、本道における新規就農者は、近年、600人程度で推移してきましたが、平成27年が589人、平成28年が566人と、2年続けて600人を下回ったところであります。

また、このうち、農家後継者である新規学卒就農者及びUターン就農者につきましては、近年、減少傾向で推移しているところであります。

こうした新規就農者の減少の要因としましては、農家戸数の減少や少子化に加え、他産業における雇用環境の改善が続いていることや、高校卒業者の進学率の高まりなどがあるものと考えております。

以上でございます。

○島山みのり委員 北海道の農業の重要な課題として、担い手の育成確保が挙げられていますが、具体的にどのような取り組みをしてきたのでしょうか。また、これまでの成果にはどのようなものがあるのでしょうか。

○橋本農業経営課長 担い手の育成確保の取り組みと成果についてであります、道では、これまで、担い手の育成確保に向け、関係機関・団体とも連携し、就農希望者への情報提供や相談対応、農業大学校における実践的な研修、教育の実施のほか、地域における新規参入者の受け入れ体制づくりや、雇用就農の受け皿となる法人の設立の推進など、幅広い取り組みを進めてきたところでございます。

こうしたことにより、東京、大阪などで開催される新規就農フェアへの市町村関係者等の積極的な参加や、研修及び就農後のサポート体制の整備など、地域における受け入れ体制づくりが進んでいるほか、農地所有適格化法人数が年々増加し、経営規模の拡大や多角化なども進展してきているところでございます。

以上でございます。

○島山みのり委員 新規参入者にとりましては、やはり、地域のそういった受け入れ体制が重要になると思いますが、新規就農者のうち、農家出身ではない新規参入者がふえている傾向をどのように見ていらっしゃいますか。

○内田尊之副委員長 農業経営局長渡邊顕太郎君。

○渡邊農業経営局長 新規参入者の増加についてであります、本道における新規参入者は、平成26年から28年までの3年間、120人程度で推移しており、それ以前が90人程度であったのに比べて大きく増加しているところでございます。

これは、これまでの、道や関係機関・団体による就農相談、地域のPR、受け入れ体制づくり

など、新規参入者の育成確保に向けた取り組みに加えまして、平成24年度から、研修期間の最長2年間と、経営が不安定な就農直後の最長5年間に、年間で最高150万円を給付する国の青年就農給付金制度が開始されたことが影響しているものと考えております。

道といたしましては、近年、農家後継者の就農数が減少傾向にある中、担い手の育成確保のためには、今後とも、新規参入者を積極的に呼び込んでいくことが重要と考えております。

以上でございます。

○畠山みのり委員 とてもよい傾向だと思います。

新規参入者は、農業に興味を持った就農希望者ということですが、必ずしも、学校などで学んだ人ばかりではないと思われま。

その中で、農業高校とか大学で農業にまつわることを学んだ方々は、もともと農業に関する知識やノウハウがあるわけで、農家戸数が20年前に比べて半減してしまった今となつては、とても貴重な存在ではないかと思われま。

そういった学校で学んだ方たちが、さまざまな分野で農業に携わることができるようにするため、どのようなサポートがあるのでしょうか。

○橋本農業経営課長 高校や大学で農業を学んだ方々へのサポートについてであります。農家戸数の減少や高齢化が進む中で、高校、大学で農業を学んだ非農家出身の方々を農業の担い手として育成確保していくことは極めて重要と考えております。

就農に当たっては、農地取得や営農技術、資金確保など、さまざまな課題がある中で、例えば、農業法人などに就職し、技術を習得するとともに、資金を蓄え、就農を目指すといった方法もあり、当該法人が6次産業化に取り組んでいる場合には、加工や販売など、農業に関連するさまざまな分野に携わることも可能になると考えております。

このため、道としましては、国の補助事業なども活用した資金面での支援や、雇用就農の受け皿となる農業法人の育成を推進するほか、北海道農業担い手育成センターにおける就農ガイダンスや無料職業紹介事業などを通じて、円滑な就農の促進に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 さまざまな分野で農業に携わることも可能ということでしたが、その中には多様な人材がいると思われま。

そこで次に、農業女子について伺いたいのですが、農林水産省では、農業で活躍する女性の姿を知ってもらうための取り組みとして、農業女子プロジェクトを推進しているようです。

北海道にも、テレビドラマのモデルにもなった農業女子のネットワーク「はらぺ娘」などがありますけれども、そのような女性に特化した農業グループなどについて、道ではどのように認識をされているのでしょうか。

○橋本農業経営課長 女性農業者グループなどについてであります。農業人口の半数を占め、農業の重要な担い手である女性農業者が、農業経営を初め、加工、直売などの起業や地域のグループ活動に積極的に参画することは、本道農業・農村の活性化を図る上でも重要であると認識し

ております。

また、近年は、本道においても、酪農の魅力の発信や地場産野菜等のマルシェに取り組む女性によるグループ活動が活発化するなど、女性農業者によるネットワーク化の機運が高まっており、こうした新しい発想や価値観を生かした取り組みが注目されることで、女性の農業参画が一層促進されることが期待されるところであります。

以上でございます。

○畠山みのり委員 2020年までに、指導的な立場に占める女性の割合を30%にするという国の目標がありますが、道内の女性農業者の経営参画などの状況はどのようになっているのでしょうか。

○渡邊農業経営局長 女性農業者の経営参画の現状についてであります。平成25年度に道が実施した調査では、経営への関与について、主体的に意見を述べると回答した女性農業者は、営農計画書の策定で15.3%、新規投資で9.4%、資金の借入れで8.9%となっている一方で、昨年度に実施した農協女性部等への調査では、経営参画が進んできているとの回答も多く見られたところでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 目標の30%に比べるとちょっと少ないですけども、それでも、少しずつこれから進んでいくものと、今後に期待をしたいと思います。

そういった女性農業者の、女性ならではの興味とか日々の生活の中にヒントを見出して、新しい農業の形をつくるなど、特に6次産業化の担い手としても女性は大きく期待されていることを見聞きしますが、積極的に経営に参画する女性農業者は、これからの農業や地域の活性化の一翼を担う、欠かせない存在と言えるのではないかと思います。

例外なく高齢化が進む昨今、次の担い手を育てる仕組みのようなもの——女性に限らず、農業につくことを目指す全ての人たちへの手厚い支援が必要ではないかと思いますが、新規就農者の育成や支援について、今後、どのように取り組んでいくのでしょうか。

○内田尊之副委員長 農政部長小野塚修一君。

○小野塚農政部長 新規就農者の育成、支援についてでございますが、本道の農業、農村が持続的に発展していくためには、農家の後継者はもとより、広く就農を志す人材を積極的に受け入れ、次の世代を担う農業者として確実に育てていくことが重要と認識しております。

このため、道では、就農希望者への情報提供や相談対応のほか、実践的な研修、教育の実施、技術・経営指導など、国の補助事業や資金なども有効に活用しながら、就農の準備段階から就農後の経営安定までを総合的に支援する取り組みを進めているところでございます。

また、本年度からは、出前授業による、高校生など若者の就農意欲の喚起や、転職希望者への就業体験機会の提供など、農業を職業として選択してもらうための取り組みを充実させてきているところであり、今後とも、関係機関・団体と一体となって、新規就農者の育成確保により一層努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 農業に興味を持った方や農業を目指す方々が惑わずに就業できるような道筋をつくっていただきたい。そういった万全の取り組みをお願いします。

次に、CSAについて伺います。

CSAという単語がありますけれども、これは、コミュニティー・サポーター・アグリカルチャーを略したものでして、日本では、地域で支える農業というふうに言われています。

私の地元・札幌市の南区に、CSAで農業を営む方がいらっしゃいまして、お話を聞く機会があって、ちょっと興味を持ちました。

その方も、もちろん農業への新規参入者ではありますが、CSAは、地域の方がその農家の会員になって、会費をあらかじめ払って、農家はそれを資金にして野菜などを栽培し、収穫したものを会員に配るといったようなシステムでございます。

このやり方は、もともと日本のものだという説もありますが、現在はアメリカやカナダなどで盛んに行われていて、どんどん広がりを見せているとも聞いています。

生産者と消費者が近いところにいるということで、双方の強いかかわり、強い結びつきが生まれて、自立した地域の経済をつくり出しているとも言われています。

北海道ではまだ数少ないと聞きますが、この手法をどのように評価していらっしゃいますか。

○内田尊之副委員長 6次産業化担当課長野口正浩君。

○野口6次産業化担当課長 CSAについてでございますが、CSAは、委員が御発言されたとおり、地域で支える農業——地域支援型農業とも呼ばれておりまして、事前に締結した契約に基づき、消費者が生産者に対して代金を前払いすることによって、収穫後に農作物を届ける仕組みであり、欧米を中心に組み込まれているものと承知しております。

この仕組みにより、生産者は、収量の減少や価格の変動に関係なく、一定の収入が確保され、経営の安定が図られる一方、消費者も、新鮮な地場の農作物を手に入れることができるほか、生産者に意見や要望を直接伝えることで、質の高い農作物の生産が可能となるなど、CSAは、生産者と消費者の双方にメリットをもたらす手法であると考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 先日、地元の一消費者の方にお話を聞く機会がありましたが、その方がおっしゃるには、地元でつくられた新鮮な農作物は手に入りにくいということでした。CSAは、食べることも大切な農作業だという考え方であると聞きまして、食べるということを大切に考えるきっかけともなりました。

それで、私の地元の南区でCSAで農業をやっている方は、農作物を受け渡す場所として、地域の幼稚園を借りているのです。その幼稚園の子どもたちは、いつも口にする食べ物、野菜はこの人がつくって運んでくれているのだと認識していて、そういったものが原体験として身につけて、食育にもつながっているとのことでした。

誰がつくったものか、誰が食べるのか、互いに顔が見える関係は理想の形だと思いました。

農家戸数が減って、その分、一戸の農家が手にする農地がどんどん広がっているということが調査結果でもあらわれていますが、その状態が続くと、生産者の顔が見えなくなってしまうのではないかと危惧をするところではありますが、生産者と消費者の結びつきにつきましては、どのように考えていらっしゃいますか。

○内田尊之副委員長 食の安全推進局長西英機君。

○西食の安全推進局長 生産者と消費者の結びつきについてであります。本道農業の持続的な発展と農村地域の活性化を図るためには、規模の拡大などにより生産性を高め、農家所得の向上を図るとともに、顔の見える関係を通じて、消費者に地域の農業や新鮮な農作物の魅力を理解していただき、地域における生産と消費の安定的、継続的な関係を構築していくことが重要でございます。

このため、道では、第5期北海道農業・農村振興推進計画におきまして、食育や地産地消の推進を位置づけ、地域の生産者と消費者の相互理解の促進や結びつきの強化に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○畠山みのり委員 北海道の農業は、大規模経営が主体となりつつあるようですが、その一方では、こういったC S Aのような形態の農業もあるわけです。

C S Aは、地域で支える農業として、生産者と消費者とを結ぶことで、地域の強いコミュニティーの基盤ともなり得るのではないかと考えますが、どのような見解をお持ちになりますか、あわせて、今後の対応についても伺います。

○内田尊之副委員長 農政部食の安全推進監森田良二君。

○森田農政部食の安全推進監 今後の対応についてでございますが、C S Aの取り組みを含めまして、食育や地産地消などを推進し、生産者と消費者の結びつきを強めることは、本道農業の発展はもとより、地域のコミュニティーの強化にもつながる重要な取り組みであると認識しております。

このため、道では、これまで、生産者が消費者と交流しながら販売を行う愛食フェアの開催や、地域の農業、農村の魅力を紹介する情報誌の発行、都市住民との交流に意欲的なふれあいファームの登録、P Rなどに取り組むとともに、地域における産地直売所の整備や、食に関するイベントなどを支援してきたところでございまして、C S Aを含め、引き続き、こうした取り組みを推進し、生産者と消費者の顔の見える関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畠山みのり委員 私が話を聞きました、私の地元・南区のC S A農家の方は、農家にとっては、大切に食べてくださる方がいる、会員の方にとっては、安全でおいしい食べ物を届けてくれるということで、お互いに信頼関係があるとおっしゃっていました。

農業の手法が違って、規模が違って、そういった生産者と消費者の関係が変わらないような取り組みをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○内田尊之副委員長 畠山委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田尊之副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

10月2日月曜日の分科会は午後1時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時20分散会